

資料編

1 環境保全年表

昭和 42 年 8 月	(国) 公害対策基本法の公布
昭和 43 年 6 月	(国) 大気汚染防止法の公布 (国) 騒音規制法の公布
昭和 45 年 12 月	(国) 水質汚濁防止法の公布 (国) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の公布 (国) 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律の公布
昭和 46 年 4 月 6 月 10 月	土浦市・千代田村・出島村（現かすみがうら市）の三市村合同で土浦・千代田工業団地（現神立工業団地）企業との間に公害防止協定を締結（最初の公害防止協定） (国) 悪臭防止法の公布 (県) 茨城県公害防止条例の公布
昭和 47 年 1 月 11 月	土浦市公害防止条例の公布 地盤沈下の状況を把握する目的で水準点の測量を開始
昭和 48 年 1 月 9 月 11 月	神立工業団地周辺企業に対し、昭和 50 年度末を目途に地下水揚水規制量を設定 霞ヶ浦沿岸 21 市町村長で組織する霞ヶ浦問題研究会を発足 茨城県公害防止条例改正により、水質汚濁防止法の上乗せ基準として霞ヶ浦水域における排水基準が追加される
昭和 50 年 12 月	市民憲章を制定
昭和 51 年 6 月	(国) 振動規制法の公布
昭和 54 年 1 月 3 月 4 月 6 月	公共下水道が供用開始 霞ヶ浦浄化対策推進の一環として土浦市粉石けん使用運動推進協議会を設立 霞ヶ浦問題研究会が霞ヶ浦問題協議会（流域 41 市町村長で組織）に改称 (国) エネルギーの使用の合理化に関する法律の公布
昭和 55 年 7 月	土浦市粉石けん使用運動推進協議会が、一般家庭からの天ぷら廃油回収を開始
昭和 56 年 9 月	(県) 茨城県霞ヶ浦の富栄養化防止条例の公布
昭和 57 年 1 月	1 月 1 日から粉石けんの普及拡大を図るため、新生児に対して粉石けんを誕生祝として贈呈した（平成 10 年まで）
昭和 57 年 9 月	(県) 茨城県霞ヶ浦の富栄養化の防止に関する条例施行を記念して 9 月 1 日を「霞ヶ浦の日」と定める (県) 「霞ヶ浦富栄養化防止基本計画」策定（第 1 期）
昭和 58 年 6 月 7 月	土浦市粉石けん使用運動推進協議会を発展的に解消し、浄化運動の拡大を図るため土浦市家庭排水浄化推進協議会に改める 新川、備前川、土浦港においてアオコ回収を開始
昭和 59 年 7 月	(国) 湖沼水質保全特別措置法の公布 世界湖沼会議（滋賀県 琵琶湖畔）
昭和 60 年 7 月	国・県・市の共同事業により、土浦港沖合に 600 m（各持分 200 m）のアオコフェンス展張事業を開始 水質汚濁防止法施行令の一部改正により、窒素、リンの排出基準が適用される
昭和 61 年 5 月	第 2 回世界湖沼会議（アメリカ合衆国）
昭和 62 年 3 月 5 月	(県) 「霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画（第 1 期）」策定 県との共同事業で、水生植物による河川水質浄化モデル試験（昭和 62 年度～平成元年度の 3 か年間）として、新川河口においてホテイアオイの植栽を実施
昭和 63 年 5 月 9 月	(国) 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の公布 第 3 回世界湖沼会議（ハンガリー）
平成 2 年 6 月 9 月	昭和 62 年度から平成元年の試験結果をもとに、市事業として新川・備前川において水生植物（ホテイアオイ）による水質浄化事業を開始（平成 22 年度終了） (国) 水質汚濁防止法に生活排水対策が盛り込まれる 第 4 回世界湖沼会議（中華人民共和国）
平成 3 年 3 月	市制施行 50 周年記念事業の一環として霞ヶ浦総合公園に霞ヶ浦浄化記念碑（光の輪のむこうに）を建立

4月	機構改革により部名を生活環境部から市民生活部、課名を公害課から環境保全課と改める (国) 再生資源の利用の促進に関する法律の公布 (国) 資源の有効な利用の促進に関する法律の公布
平成4年 3月	(県)「霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画(第2期)」策定 (県)「霞ヶ浦富栄養化防止基本計画(第2期)」策定 土浦市生活排水対策推進計画の策定
平成5年 3月 5月 7月 11月	県の補助事業により、公共下水道・農業集落排水施設の未整備地域を対象に微細目のストレーナーまたは三角コーナーを無料配布(平成7年まで) 市議会において「土浦市環境都市宣言」を決議 環境庁・県の補助事業により虫掛地区排水路に生活排水路浄化施設を建設 第5回世界湖沼会議(イタリア共和国) 備前川が「水環境改善緊急行動計画」(清流ルネッサンス21)の第1次計画対象河川に選定される (国) 公害対策基本法が廃止され、環境基本法が制定される
平成6年 5月 8月 12月	(県)「茨城県地球温暖化防止行動計画」策定 第6回世界湖沼会議へ向けプレ会議が開催される 新川が「水環境改善緊急行動計画」(清流ルネッサンス21)の第2次計画対象河川に選定される
平成7年 3月 5月 6月 10月 10月	(県)「茨城県地球環境保全行動条例」制定 公害監視員制度を解消し、さわやか環境推進員制度(平成7年11月発足)を設置 (国) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の公布 (県) 茨城県地球環境保全行動条例施行 低公害車(メタノール自動車)を活性化センターから借受けモニタリング調査開始(平成11年12月返却) 第6回世界湖沼会議が霞ヶ浦において開催される
平成8年 4月 6月	酸性雨の観測を開始(本庁舎屋上) (県) 茨城県環境基本条例施行
平成9年 3月 4月 5月 6月 10月	(県) 茨城県環境基本計画策定 (県)「霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画(第3期)」策定 (国) 新エネルギーの利用等の促進に関する特別措置法の公布 県の補助事業により沖宿町地内に生活排水路浄化施設を建設 (国) 環境影響評価法の公布 第7回世界湖沼会議(アルゼンチン共和国)
平成10年 3月 4月 6月 9月 10月	(県) 茨城県ダイオキシン対策指針制定 機構改革により管理係と調査指導係が環境保全係となる (国) 特定家庭用機器再商品化法の公布 (国) 騒音に係る環境基準の改正 (国) 地球温暖化対策の推進に関する法律の公布
平成11年 3月 5月 6月 7月	土浦市環境審議会条例制定(昭和45年制定の公害対策審議会条例は廃止) 第8回世界湖沼会議(デンマーク王国) (県) 茨城県環境影響評価条例の施行 (国) ダイオキシン類対策特別措置法の公布 (国) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び改善の促進に関する法律の公布 低公害車(ハイブリッド自動車)導入
平成12年 3月 4月 5月 6月 8月	「ゴルフ場における農薬の安全使用等に関する指導要綱」の一部改正 土浦市環境基本条例制定(環境審議会条項を規定し、土浦市環境審議会条例は廃止) 酸性雨観測機器を神立消防署に増設 (国) 循環型社会形成推進基本法の公布 (国) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律の公布 (国) 建設工事にかかる資材の再資源化に関する法律の公布 (国) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の公布 土浦地区公害研究会を土浦地区環境政策研究会に改称 東京都板橋区エコポリスセンターとの交流事業開始(平成23年度終了)

11月	庁内に土浦市環境政策推進会議設置（土浦市環境基本政策等調査・検討委員会は廃止）
12月	土浦市の環境基本計画を考える市民懇談会を組織（平成13年4月解散）
平成13年4月	土浦市の環境基本計画を考える市民懇談会から市長へ土浦市環境基本計画素案を報告
6月	（国）ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の公布 （国）特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の公布
11月	低公害車（ハイブリッド自動車）導入 第9回世界湖沼会議（滋賀県大津市）
平成14年1月	「土浦市環境基本計画」策定 「第一期土浦市役所環境保全率先実行計画」策定
3月	「霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画（第4期）」策定 「霞ヶ浦富栄養化防止基本計画（第3期）」策定
4月	住宅用太陽光発電システム設置費補助金を開始
5月	（国）土壌汚染対策法の公布
9月	「土浦市ごみ処理基本計画」策定
12月	（国）自然再生推進法の公布 土浦市環境基本計画推進協議会を設置
平成15年3月	（県）「茨城県環境基本計画」改定
6月	第10回世界湖沼会議（アメリカ合衆国）
平成16年3月	「自然環境実態調査等」報告書の作成
4月	（県）茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行
5月	大岩田水郷公園内にマイクロバブルによる水質浄化施設の建設（平成23年度終了）
10月	土浦市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行
平成17年2月	京都議定書発効 （国）石綿障害予防規則制定
4月	（県）茨城県霞ヶ浦環境科学センター供用開始
6月	ISO14001認証取得に向けたキックオフ宣言
9月	硝酸性窒素総合対策モデル事業参画（旧新治村）
10月	（県）茨城県生活環境の保全等に関する条例施行 第11回世界湖沼会議（ケニア共和国）
11月	（県）茨城県石綿の飛散防止のための緊急措置に関する条例施行
平成18年2月	（国）石綿による健康被害の救済に関する法律の公布 （県）「茨城県地球温暖化防止行動計画」改定 土浦地区環境政策研究会解散
3月	新治地区における騒音規制法，振動規制法，悪臭防止法に基づく地域指定等の変更 （土浦地区と統一。茨城県告示第372号－377号）
6月	ISO14001認証取得（小・中学校並びに新治地区に所在する施設を除く）
10月	土浦市公害防止条例施行規則改正
平成19年2月	第1回土浦市環境展開催（主催：土浦市環境基本計画推進協議会）
3月	茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例改正 茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則改正 （県）「霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画（第5期）」策定 「土浦市環境基本計画」改訂 「土浦市ごみ処理基本計画」改訂 「第二期土浦市役所環境保全率先実行計画」策定
5月	（国）「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」（環境配慮契約法）公布・施行
6月	ISO14001認証取得（新治地区へ拡大）
9月	第2回土浦市環境展開催（主催：土浦市環境基本計画推進協議会）
10月	（県）「茨城県霞ヶ浦の富栄養化の防止に関する条例」を全面改正し、「茨城県霞ヶ浦水質保全条例」を施行 第12回世界湖沼会議（インド共和国）

平成 20 年 4 月	(県) 森林湖沼環境税の導入
5 月	市役所本庁舎(旧庁舎) でグリーンカーテンを開始
6 月	(国) 生物多様性基本法の公布
8 月	エコオフィスデー開始 (H25.1 見直し)
10 月	第 3 回土浦市環境展開催 (主催: 土浦市環境基本計画推進協議会)
平成 21 年 2 月	レジ袋無料提供中止の開始 地球温暖化防止キャンペーン企画「地球からの MESSAGE」を開催
5 月	「土浦市生活排水対策推進計画」改訂 グリーンカーテンを全庁的に展開
6 月	ISO14001 認証更新
11 月	第 13 回世界湖沼会議 (中華人民共和国) 第 4 回土浦市環境展開催 (主催: 土浦市環境基本計画推進協議会) 公用車に県内自治体初となる電気自動車を導入
平成 22 年 3 月	「土浦市地球温暖化防止行動計画」策定 「土浦市バイオマスタウン構想」策定
10 月	第 5 回土浦市環境展開催 (主催: 土浦市環境基本計画推進協議会)
11 月	土浦市地球温暖化防止シンボルキャラクター つーチャンを公募により決定
平成 23 年 1 月	市制施行 70 周年記念地球温暖化防止キャンペーン企画「地球からの MESSAGE2011」開催 土浦市地球温暖化防止総合サイト「つーチャンネット」開設
3 月	都和公民館の地下水位計移設 東北地方太平洋沖地震に伴う福島第一原子力発電所(東京電力)の事故により、放射能汚染が広がる
4 月	(県)「茨城県地球温暖化対策実行計画」策定 (県)「第 3 次茨城県廃棄物処理計画」策定
5 月	主要公共施設の放射線量測定を開始
6 月	(国) 環境教育等による環境保全の取組みの促進に関する法律の公布
7 月	つちうら省電王コンテスト開催
8 月	(国) 放射性物質汚染対処特別措置法の公布 (国) 再生可能エネルギー特別措置法の公布
10 月	第 14 回世界湖沼会議 (アメリカ合衆国)
11 月	放射線講演会開催
12 月	第 6 回土浦市環境展開催 (主催: 土浦市環境基本計画推進協議会)
平成 24 年 1 月	放射能汚染に対応するため、環境保全課内に放射線対策室を設置 (~平成 26 年 3 月)
3 月	(県)「霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画(第 6 期)」策定 「第二期土浦市環境基本計画」策定 「第三期土浦市役所環境保全率先実行計画」策定 「第 2 次土浦市ごみ処理基本計画」策定 機密文書リサイクル機器「ホワイトゴート」導入 エコドライブシミュレーター「HONDA セーフティナビ」導入
6 月	ISO14001 認証更新審査
9 月	(国) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の公布 (国) 都市の低炭素化の促進に関する法律の公布
11 月	第 7 回土浦市環境展開催 (主催: 土浦市環境基本計画推進協議会)
平成 25 年 1 月	エコオフィスデーを見直し、ノーマイカーウィーク開始
2 月	土浦エコパートナー協定締結 (17 事業者 (2 月), 1 事業者 (3 月))
3 月	(県)「第 3 次茨城県環境基本計画」策定
6 月	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の公布
8 月	土浦市グリーンカーテンコンテスト開催
10 月	使用済み小型家電の回収を開始
11 月	第 8 回土浦市環境展開催 (主催: 土浦市環境基本計画推進協議会)
平成 26 年 3 月	「土浦市生活排水対策推進計画」改訂 土浦エコパートナー協定締結 (4 事業者)

4月	機構改革により土浦市環境保全課「放射線対策室」を廃止 以後放射線対策に関する業務は環境保全課に引き継がれる (国) 水循環基本法の公布 (国) 雨水の利用の推進に関する法律の公布
9月	第15回世界湖沼会議(イタリア共和国)
10月	(県)「茨城の生物多様性戦略」策定
11月	第9回土浦市環境展開催(主催:土浦市環境基本計画推進協議会)
平成27年3月	「土浦市地球温暖化防止行動計画」改訂 土浦エコパートナー協定締結(2事業者)
4月	土浦市独自環境マネジメントシステム「つーちゃんEMS」運用開始 (国)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の公布 生ごみと容器包装プラスチックの分別収集開始
7月	(国)「水循環基本計画」策定
10月	第10回土浦市環境展開催(主催:土浦市環境基本計画推進協議会) 土浦市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部改正
11月	(国)水銀による環境汚染の防止に関する法律の公布
12月	COP21開催 パリ協定を採択
平成28年3月	「土浦市放射線対策総括報告書」作成 土浦エコパートナー協定締結(2事業者)
4月	土浦市が公共交通利用推進等マネジメント協議会より、エコ通勤優良事業所に認証登録される。
5月	(国)政府実行計画の閣議決定
8月	土浦エコパートナー協定締結(1事業所)
10月	第16回世界湖沼会議(パリ)
11月	第11回土浦市環境展開催(主催:土浦市環境基本計画推進協議会) COP22開催
平成29年3月	「第二期土浦市環境基本計画」改訂 「第四期土浦市役所環境保全率先実行計画」策定 「つーちゃんEMS」改定 土浦エコパートナー協定締結(4事業者) (県)茨城県地球温暖化対策実行計画の見直し (県)「霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画(第7期)」策定 土浦市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部改正
11月	第12回土浦市環境展開催(主催:土浦市環境基本計画推進協議会) COP23開催
平成30年4月	(国)第5次環境基本計画閣議決定
7月	サテライトつちうら第1弾「泳げる霞ヶ浦市民フェスティバル」
8月	サテライトつちうら第2弾「茨城県霞ヶ浦環境科学センター夏祭り」
10月	サテライトつちうら第3弾「サテライトつちうらメイン大会」開催 第13回土浦市環境展開催(主催:土浦市環境基本計画推進協議会) 第17回世界湖沼会議(いばらき霞ヶ浦2018) 家庭ごみ処理有料化開始
12月	COP24開催
平成31年2月	土浦エコパートナー協定締結(1事業者)
3月	「第三期土浦市生活排水対策推進計画」策定 (県)茨城県生活環境の保全等に関する条例、茨城県霞ヶ浦水質保全条例、茨城県水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例一部改正
令和元年10月	第14回土浦市環境展(主催:土浦市環境基本計画推進協議会)土浦市消費生活展と合同開催 (台風19号の影響により中止)
12月	COP25開催
令和2年2月	土浦エコパートナー協定締結(1事業者)
3月	「第二期土浦市地球温暖化防止行動計画」策定

2 環境保全に係る基準等一覧

(1) 大気に係る基準等

ア 大気汚染に係る環境基準

物質名	環境上の条件	
二酸化硫黄	SO ₂	1時間値の1日平均値が0.04 ppm以下であり、かつ1時間値が0.1 ppm以下であること。
一酸化炭素	CO	1時間値の1日平均値が10 ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20 ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	SPM	1時間値の1日平均値が0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.20 mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	NO ₂	1時間値の1日平均値が0.04 ppmから0.06 ppmまでのゾーン内、又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	Ox	1時間値が0.06 ppm以下であること。

イ 有害大気汚染物質に係る環境基準

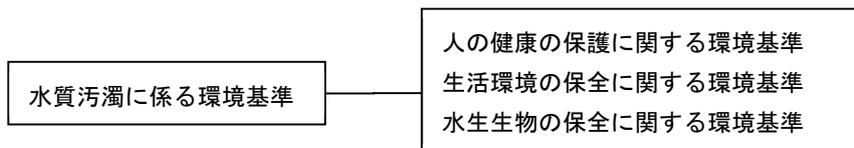
物質名	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003 mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13 mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2 mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15 mg/m ³ 以下であること。

ウ 微小粒子状物質に係る環境基準

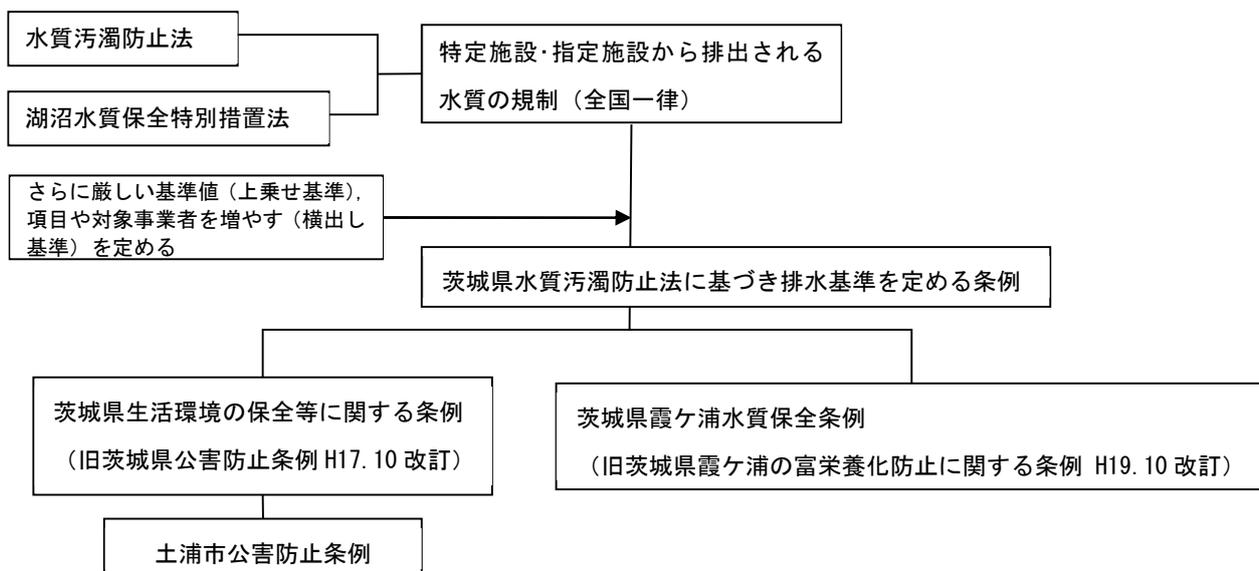
物質	環境上の条件
微小粒子状物質 (PM2.5)	1年平均値が15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35 μg/m ³ 以下であること。

※注意喚起のための暫定的指針：1日平均値が70 μg/m³
 ※注意喚起を実施する判断基準：県内測定地点のうち、1地点でも、午前5時、6時、7時の1時間の平均値が判断基準（国の専門家会合で示された85 μg/m³）を超えた場合又は午前5時から正午までの1時間の平均が80 μg/m³を超えた場合

(2) 水質に係る基準等



環境基準を達成するために以下のような排出規制が定められている。



窒素・リンの濃度規制値	…水質汚濁防止法+県霞ヶ浦水質保全条例
窒素・リン以外の濃度規制値	…水質汚濁防止法+県生活環境保全条例
CODの汚濁負荷量の規制	…湖沼水質保全特別措置法
窒素・リンの汚濁負荷量の規制	…湖沼水質保全特別措置法

ア 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
シス 1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チラウム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

イ 生活環境の保全に関する環境基準

○湖沼

(天然湖沼及び貯水量 1,000 万立方メートル以上であり、かつ滞留時間が 4 日間以上である人工湖)

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 pH	化学的 酸素要求量 COD	浮遊物質 SS	溶存酸素量 DO	大腸菌群数
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全 及びA以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50 MPN/ 100 mL以下
A	水道2.3級 水産2級 水浴及び B以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000 MPN/ 100 mL以下
B	水道3級 工業用水1級 農業用水 及びCの欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	15 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと	2 mg/L 以上	—

(備考) 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

※ 霞ヶ浦の環境基準は A 類型

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1 mg/L以下	0.005 mg/L以下
Ⅱ	水道1.2.3級(特殊なものを除く) 水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2 mg/L以下	0.01 mg/L以下
Ⅲ	水道3級(特殊なもの) 及びⅣ以下に掲げるもの	0.4 mg/L以下	0.03 mg/L以下
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6 mg/L以下	0.05 mg/L以下
Ⅴ	水産3種・工業用水・農業用水・環境保全	1 mg/L以下	0.1 mg/L以下

(備考) 1. 基準値は年間平均値とする。

2. 農業用水については、全りんの項目の基準値は適用しない。

※霞ヶ浦の環境基準はⅢ類型であるが、湖沼の特性等に鑑み、当面類型Ⅳの達成に努めるものとする。

(参考) 霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画(第7期)

計画期間 平成 28 年度から令和 2 年度まで(5 年間)

水域	目標値(H27現況→R2目標値)(mg/L)		
	COD	全窒素	全りん
西浦	7.8 → 7.2	1.1 → 1.1	0.090 → 0.080
北浦	8.9 → 7.8	1.2 → 1.1	0.11 → 0.099
全水域平均	8.2 → 7.4	1.1 → 1.0	0.094 → 0.083

○河川（湖沼を除く）

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 pH	生物化学的 酸素要求量 BOD	浮遊物質 SS	溶存酸素量 DO	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50 MPN/ 100 mL以下
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000 MPN/ 100 mL以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000 MPN/ 100 mL以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に 掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと	2 mg/L 以上	—

- (備考) 1. 基準値は日平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)
2. 農業用利水点については、pH 6.0 以上 7.5 以下、DO 5 mg/L 以上とする。(湖沼もこれに準ずる。)

ウ 水生生物の保全に関する環境基準

水系	水域名	範囲	類型	達成期間
利根川水系	霞ヶ浦	全域	生物B	イ
	花室川	全域	生物B	イ
	備前川	全域	生物B	イ
	桜川	全域	生物B	イ
	新川	全域	生物B	イ
	境川	全域	生物B	イ
	一の瀬川	全域	生物B	イ
	恋瀬川(天の川)	全域	生物B	イ

- (注) 1 水域類型の欄は、「水域汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号)別表2の1(1)イに掲げる類型を示す。
2 達成期間の欄の「イ」は、「直ちに達成」、「ロ」は、「5年以内で可及的速やかに達成」を示す。

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.05 mg/L以下

- (備考) 基準値は、年間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)

エ 水質汚濁防止法の上乗せ基準と茨城県生活環境の保全等に関する条例による基準

水質項目	水質汚濁防止法		水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例			
	一律排水基準（環境省令）		霞ヶ浦水域における上乗せ基準			
			1日の平均的な排水の量			
			～20 m ³	20 m ³ 以上		
有害物質	カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L		0.01 mg/L		
	シアン化合物	1 mg/L		検出されないこと		
	有機燐化合物	1 mg/L		検出されないこと		
	鉛及びその化合物	0.1 mg/L				
	六価クロム化合物	0.5 mg/L		0.05 mg/L		
	砒素及びその化合物	0.1 mg/L		0.05 mg/L		
	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005 mg/L		0.0005 mg/L		
	アルキル水銀化合物	検出されないこと				
	ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L		検出されないこと		
	トリクロロエチレン	0.1 mg/L	※空欄については、 左の水質汚濁防止法 一律排水基準（環境省令）が 適用となる。			
	テトラクロロエチレン	0.1 mg/L				
	ジクロロメタン	0.2 mg/L				
	四塩化炭素	0.02 mg/L				
	1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L				
	1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L				
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L				
	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L				
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L				
	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L				
	チウラム	0.06 mg/L				
	シマジン	0.03 mg/L				
	チオベンカルブ	0.2 mg/L				
	ベンゼン	0.1 mg/L				
	セレン及びその化合物	0.1 mg/L				
	ほう素及びその化合物	10 mg/L				
	ふっ素及びその化合物	8 mg/L			0.8 mg/L	
	アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 mg/L				
	1,4-ジオキサン	0.5 mg/L				
生活環境項目					1日の平均的な排水の量	
			10 m ³ 以上20 m ³ 未満	20 m ³ 以上		
	水素イオン濃度	5.8～8.6（但し海域は5.0～9.0）	—	5.8～8.6		
	生物学的酸素要求量（BOD）	160 mg/L（日間平均120 mg/L）	25(20) mg/L	15(10) mg/L		
	化学的酸素要求量（COD）	160 mg/L（日間平均120 mg/L）	25(20) mg/L	15(10) mg/L		
	浮遊物質（SS）	200 mg/L（日間平均150 mg/L）	40(30) mg/L	20(15) mg/L		
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類）	5 mg/L	—	3 mg/L		
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類）	30 mg/L	—	5 mg/L		
	フェノール類含有量	5 mg/L	—	0.1 mg/L		
	銅含有量	3 mg/L	—	1 mg/L		
	亜鉛含有量	2 mg/L	—	1 mg/L		
	溶解性鉄含有量	10 mg/L	—	1 mg/L		
	溶解性マンガン含有量	10 mg/L	—	1 mg/L		
	クロム含有量	2 mg/L	—	0.1 mg/L		
	大腸菌群数（日間平均）	3,000 個/cm ³	—	1,000 個/cm ³ ＊		
	窒素含有量	120 mg/L（日間平均60mg/L）	（次ページのとおり）			
	磷含有量	16 mg/L（日間平均8 mg/L）				

* 水質汚濁防止法に該当するし尿処理施設及び終末処理施設

オ 茨城県霞ヶ浦水質保全条例による窒素，りんの上乗せ基準

(単位：mg/L)

区 分		1日の平均的な排出水の量	窒素	りん		
製 造 業	食料品製造業	10立方メートル以上 20立方メートル未満	45	6		
		20立方メートル以上 50立方メートル未満	20	2		
		50立方メートル以上 500立方メートル未満	15	1.5		
		500立方メートル以上	10	1		
		10立方メートル以上 20立方メートル未満	45	6		
	金属製品製造業	20立方メートル以上 50立方メートル未満	20	2		
		50立方メートル以上 500立方メートル未満	15	1		
		500立方メートル以上	10	0.5		
		10立方メートル以上 20立方メートル未満	45	6		
		20立方メートル以上 50立方メートル未満	12	1		
	上記以外の製造業	50立方メートル以上 500立方メートル未満	10	0.5		
		500立方メートル以上	8	0.5		
		そ の 他 の 業 種 等	畜産農業	10立方メートル以上 20立方メートル未満	45	6
				20立方メートル以上 50立方メートル未満	25	3
				50立方メートル以上 500立方メートル未満	15	2
500立方メートル以上	10			1		
10立方メートル以上 20立方メートル未満	45			6		
下水道終末処理施設	20立方メートル以上 100,000立方メートル未満		20	1		
	100,000立方メートル以上		15	0.5		
	し尿処理施設（し尿浄化槽 を除く。）		10立方メートル以上 20立方メートル未満	45	6	
			20立方メートル以上	10	1	
し尿浄化槽	10立方メートル以上 20立方メートル未満		45	6		
	20立方メートル以上		15	2		
	上記以外の施設		10立方メートル以上 20立方メートル未満	45	6	
20立方メートル以上 50立方メートル未満			20	3		
50立方メートル以上 500立方メートル未満			15	2		
500立方メートル以上			10	1		

(注) この表の数値は，下水道終末処理施設，し尿処理施設及びし尿浄化槽は日間平均値を示し，その他は最大値を示す。

カ 茨城県霞ヶ浦水質保全条例による小規模事業場の基準

(単位：mg/L)

BOD		COD		SS		窒素	りん
日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	最大	最大
20	25	20	25	30	40	45	6

(注) 窒素およびりんについて，下水道終末処理施設，し尿処理施設及びし尿浄化槽にあっては，上表にかかわらず，日間平均値とする。

キ 地下水の水質汚濁に係る環境基準

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、専ら「人の健康の保護」の観点から定められており、水質汚濁に係る環境基準（人の健康に関する環境基準）の項目のほかに、塩化ビニルモノマー及び1,2-ジクロロエチレンの2項目が追加されている。なお、1,2-ジクロロエチレンについては、シス-1,2-ジクロロエチレンに替わり、シス体及びトランス体を合わせて一つの基準項目となっている。

項 目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
クロロエチレン（別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー）	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チラウム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

※基準値は年間平均値とする

ク 特定地下浸透水の浸透の制限

平成元年に、水質汚濁防止法が一部改正され、本法の目的に地下水の水質汚濁防止を図ることが追加されるとともに、地下水の汚染の未然防止を図るための所要の規定が追加された。なお、地下浸透規制の対象となる水は特定地下浸透水である。さらに平成23年に同法が一部改正され、有害物質による地下水の汚染を未然に防止するため、有害物質を使用・貯蔵する施設の設置者に対して、地下浸透防止のための構造、設置及び使用方法に関する基準の遵守、定期点検及びその結果の記録・保存の義務が新たに設けられている。

特定地下浸透水が有害物質を含むものとしての要件

項目	基準値
カドミウム及びその化合物	0.001 mg/L以下
シアン化合物	0.1 mg/L以下
有機燐化物	0.1 mg/L以下
鉛及びその化合物	0.005 mg/L以下
六価クロム化合物	0.04 mg/L以下
砒素及びその化合物	0.005 mg/L以下
水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物	0.0005 mg/L以下
アルキル水銀	0.0005 mg/L以下
ポリ塩化ビフェニル	0.0005 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.002 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.0005 mg/L以下
ジクロロメタン	0.002 mg/L以下
四塩化炭素	0.0002 mg/L以下
1, 2-ジクロロエタン	0.0004 mg/L以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.002 mg/L以下
1, 2-ジクロロエチレン	0.004 mg/L以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	0.0005 mg/L以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.0006 mg/L以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.0002 mg/L以下
チラウム	0.0006 mg/L以下
シマジン	0.0003 mg/L以下
チアオベンカルブ	0.002 mg/L以下
ベンゼン	0.001 mg/L以下
セレン及びその化合物	0.002 mg/L以下
ほう素及びその化合物	0.2 mg/L以下
ふっ素及びその化合物	0.2 mg/L以下
アンモニア性窒素	0.7 mg/L以下
亜硝酸性窒素	0.2 mg/L以下
硝酸性窒素	0.2 mg/L以下
塩化ビニルモノマー	0.0002 mg/L以下
1, 4-ジオキサン	0.005 mg/L以下

(3) 騒音に係る基準等

ア 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準は昭和 46 年に設定されましたが、環境庁告示により改正され、平成 11 年 4 月 1 日に施行されました。これは騒音の評価手法を騒音レベルの中央値(L₅₀)から等価騒音レベル(L_{Aeq})に変更するとともに、地域の類型区分を見直し、また、最新の科学的知見に基づき基準値を再検討したものです。

○騒音にかかる環境基準

地域の類型	時間の区分	
	昼間 6時～22時	夜間 22時～翌日の6時
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

(地域の類型)

- AA：療養施設，社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域
A：第1種・第2種低層住居専用地域，第1種，第2種中高層住居専用地域
B：第1種・第2種住居専用地域，準住居地域
C：近隣商業地域，商業地域，準工業地域，工業地域，用途地域の指定のない地域

○道路に面する地域にかかる騒音の環境基準

地域区分	時間区分	昼 間 6時～22時	夜 間 22時～翌日の6時
	A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域		60 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域		65 デシベル以下	60 デシベル以下
幹線交通を担う道路に近接する空間 (特例)		70 デシベル以下	65 デシベル以下
	※屋内基準	45 デシベル以下	40 デシベル以下

- (備考)
1. 「道路に面する地域」とは、道路交通騒音が支配的な音源である地域のこと。
 2. 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、県道及び市道（市道にあつては4車線以上の区間に限る。）
 3. 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、道路端からの距離により特定するものとする。
2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15 m
2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20 m
 4. 個別の住居等において騒音の影響の受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（※）によることができる。

イ 騒音規制法による基準等

土浦市における騒音規制法の指定地域は、市内全域が指定されています。

○騒音に係る特定施設を設置する工場等に関する規制基準

区域区分	時間区分	昼 間 午前8時～午後6時	朝・夕 午前6時～午前8時 午後6時～午後9時	夜 間 午後9時～翌日午前6時
	第1種区域		50 デシベル	45 デシベル
第2種区域		55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第3種区域		65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第4種区域		70 デシベル	65 デシベル	55 デシベル

- 第1種区域：第1種・第2種低層住居専用地域
 第2種区域：第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域
 第3種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域の指定のない地域
 第4種区域：工業地域、工業専用地域

○特定建設作業にかかる規制基準

区域区分	基準	日時の規制
第1号区域	85 デシベル	19時～7時禁止、1日10時間以内連続6日以内、日祭日の禁止
第2号区域	85 デシベル	22時～6時禁止、1日14時間以内連続6日以内、日祭日の禁止

- 第1号地域：第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、
 第1種・第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域の指定のない地域
 第2号地域：工業地域、工業専用地域

○道路に面する地域に係る自動車騒音の要請限度

	区域区分	時間の区分	
		昼間 6時～22時	夜間 22時～6時
1	a 区域及び b 区域のうち一車線を有する道路	65 デシベル	55 デシベル
2	a 区域のうち二車線以上の車線を有する道路	70 デシベル	65 デシベル
3	b 区域のうち二車線以上の車線を有する道路 c 区域のうち車線を有する道路	75 デシベル	70 デシベル

a 区域：第 1 種・第 2 種低層住居専用地域，第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域

b 区域：第 1 種・第 2 種住居地域，準住居地域

c 区域：その他，近隣商業地域，商業地域，準工業地域，工業地域，工業専用地域，用途地域の指定のない地域

(注意)

上表に掲げる区域のうち，幹線交通を担う道路に近接する区域（二車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15 m，二車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20 m までの範囲をいう。）に係る限度は，上表にかかわらず，昼間においては 75 デシベル，夜間においては 70 デシベルとする。

ウ 茨城県生活環境の保全等に関する条例による基準等

○深夜騒音の規制基準等（対象となる時間帯：23 時から翌朝 6 時）

1 規制対象営業等

- (1) 飲食店営業（食品衛生法施行令第 35 条第 1 号に該当する営業のうち，設備を設けて客に飲食させるものに限る。）
- (2) 喫茶店営業（食品衛生法施行令第 35 条第 2 号に該当するものに限る。）
- (3) ボーリング場営業
- (4) バッティング練習場営業
- (5) ゴルフ練習場営業

2 規制基準

区域類型	規制の基準	時間帯
第 1 種区域	40 デシベル	23 時 ～ 6 時
第 2 種区域	45 デシベル	
第 3 種区域	50 デシベル	
第 4 種区域	55 デシベル	

第 1 種区域：第 1 種・第 2 種低層住居専用地域

第 2 種区域：第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域，第 1 種・第 2 種住居地域，準住居地域

第 3 種区域：近隣商業地域，商業地域，準工業地域，用途地域の指定のない地域

第 4 種区域：工業地域

3 禁止事項等

ア 第 1 種区域及び第 2 種区域並びにその周囲 10 m 以内の区域では，音響機器から発生する音が当該営業所の外部に漏れない措置を講じている場合を除き，深夜（23 時から翌朝 6 時）においては，次の音響機器を使用し，又は使用させてはならない。

(ア) カラオケ装置 (イ) ステレオその他の音声機器 (ウ) 録音及び再生装置（(ア) のカラオケ装置を除く） (エ) 有線ラジオ放送(受信装置に限る) (オ) 楽器 (カ) 拡声装置

イ 飲食店営業等を利用する者は，深夜においては，その利用に伴い発生する騒音により周辺的生活環境を損なうことのないようにしなければならない。

○拡声機の使用方法等

1 使用制限（※区域類型の内訳は深夜騒音のものと同じ）

拡声機の音量		使用方法	使用の時間
区域類型	音量	1. 商業宣伝を目的として使用するときは、1回の使用時間は5分以内とするとともに、1回につき2分以上休止すること。 2. 商業宣伝を目的として地上5メートル以上の位置で使用しないこと。	午後6時から翌日の午前9時までは使用しないこと
第1種区域	50 デシベル		
第2種区域	55 デシベル		
第3種区域	65 デシベル		
第4種区域	70 デシベル		

2 拡声機放送の全面禁止区域

次の施設の敷地境界から50 m以内の区域では、商業宣伝を目的として拡声機を使用してはならない。

- (1) 学校教育法第1条に規定する学校
- (2) 児童福祉法第7条に規定する乳児院及び保育所
- (3) 医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
- (4) 図書館法第2条第1項に規定する図書館
- (5) 老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
- (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

(4) 振動に係る基準等

ア 振動規制法による規制基準

土浦市における振動規制法の指定地域は都市計画法の用途地域ですが、工業専用地域は除かれています。

○特定工場等に係る振動規制基準

区域区分	時間区分	
	6時～21時	21時～6時
第1種区域	65 デシベル	55 デシベル
第2種区域	70 デシベル	60 デシベル

第1種区域：第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、

第1種・第2種住居地域、準住居地域

第2種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

○特定建設作業に係る振動規制基準

区域区分	基準	日時の規制
第1号区域	75 デシベル	19時～7時禁止、1日10時間以内連続6日以内、日祭日の禁止
第2号区域	75 デシベル	22時～6時禁止、1日14時間以内連続6日以内、日祭日の禁止

第1号区域：第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、

第1種・第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域

第2号区域：工業地域

○道路交通振動の要請限度

区域区分 \ 時間区分	6時～21時	21時～6時
	第1種区域	65 デシベル
第2種区域	70 デシベル	65 デシベル

第1種区域：第1種・第2種低層住居専用地域，第1種・第2種中高層住居専用地域，
第1種・第2種住居地域，準住居地域
第2種区域：近隣商業地域，商業地域，準工業地域，工業地域

イ 茨城県生活環境の保全等に関する条例による基準等

振動規制法の指定地域以外の地域が該当します。

○特定施設を有する工場の規制基準

人に不快感を与える等によりその生活を妨げ，又は物に被害を与えることがないと認められる程度の振動の大きさ

(5) 悪臭に係る基準等

悪臭防止法に係る事業場の敷地の境界線の地表における規制基準

地域の区分 \ 特定悪臭物質	A区域	B区域
ア ン モ ニ ア	1 ppm	2 ppm
メ チ ル メ ル カ プ タ ン	0.002 ppm	0.004 ppm
硫 化 水 素	0.02 ppm	0.06 ppm
硫 化 メ チ ル	0.01 ppm	0.05 ppm
二 硫 化 メ チ ル	0.009 ppm	0.03 ppm
ト リ メ チ ル ア ミ ン	0.005 ppm	0.02 ppm
ア セ ト ア ル デ ヒ ド	0.05 ppm	0.1 ppm
プ ロ ピ オ ン ア ル デ ヒ ド	0.05 ppm	0.1 ppm
ノ ル マ ル ブ チ ル ア ル デ ヒ ド	0.009 ppm	0.03 ppm
イ ソ ブ チ ル ア ル デ ヒ ド	0.02 ppm	0.07 ppm
ノ ル マ ル バ レ ル ア ル デ ヒ ド	0.009 ppm	0.02 ppm
イ ソ バ レ ル ア ル デ ヒ ド	0.003 ppm	0.006 ppm
イ ソ ブ タ ノ ー ル	0.9 ppm	4 ppm
酢 酸 エ チ ル	3 ppm	7 ppm
メ チ ル イ ソ ブ チ ル ケ ト ン	1 ppm	3 ppm
ト ル エ ン	10 ppm	30 ppm
ス チ レ ン	0.4 ppm	0.8 ppm
キ シ レ ン	1 ppm	2 ppm
プ ロ ピ オ ン 酸	0.03 ppm	0.07 ppm
ノ ル マ ル 酪 酸	0.001 ppm	0.002 ppm
ノ ル マ ル 吉 草 酸	0.0009 ppm	0.002 ppm
イ ソ 吉 草 酸	0.001 ppm	0.004 ppm

地域の区分	規制地域
A区域	都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項に規定する市街化区域として定められた地域(同法第8条第1項第1号に規定する工業地域及び工業専用地域を除く。)
B区域	都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業地域及び工業専用地域

(6) ダイオキシン類に係る基準等

ダイオキシン類の環境基準

項目	基準値
水質	1 pg-TEQ/L以下
地下水	1 pg-TEQ/L以下
大気	1年平均値が0.6 pg-TEQ/m ³ 以下であること
土壌	1000 pg-TEQ/L以下
底質	150 pg-TEQ/g以下

※大気、水質及び地下水は年間平均値で評価する

(7) 土壌に係る基準等

ア 土壌汚染に係る環境基準

項目	環境基準
カドミウム	検液1 Lにつき0.01 mg以下であり、かつ、農用地においては、米1 kgにつき0.4 mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1 Lにつき0.01 mg以下であること。
六価クロム	検液1 Lにつき0.05 mg以下であること。
砒素	検液1 Lにつき0.01 mg以下であり、かつ農用地(田に限る)においては、土壌1 kgにつき15 mg未満であること。
総水銀	検液1 Lにつき0.0005 mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る)において、土壌1 kgにつき125 mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1 Lにつき0.02 mg以下であること。
四塩化炭素	検液1 Lにつき0.002 mg以下であること。
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1 Lにつき0.002 mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1 Lにつき0.004 mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1 Lにつき0.1 mg以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1 Lにつき0.04 mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1 Lにつき1 mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1 Lにつき0.006 mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1 Lにつき0.03 mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1 Lにつき0.01 mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1 Lにつき0.002 mg以下であること。
チウラム	検液1 Lにつき0.006 mg以下であること。
シマジン	検液1 Lにつき0.003 mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1 Lにつき0.02 mg以下であること。
ベンゼン	検液1 Lにつき0.01 mg以下であること。
セレン	検液1 Lにつき0.01 mg以下であること。
ふっ素	検液1 Lにつき0.8 mg以下であること。
ほう素	検液1 Lにつき1 mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液1 Lにつき0.05 mg以下であること。

イ 土壤汚染対策法の要措置区域指定に係る基準

特定有害物質の種類	分類	土壤溶出量基準 (mg/L)	土壤含有量基準 (mg/kg)	地下水基準 (mg/L)
クロロエチレン	第1種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	0.002以下	—	0.002以下
四塩化炭素		0.002以下	—	0.002以下
1,2-ジクロロエタン		0.004以下	—	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン		0.1以下	—	0.1以下
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.04以下	—	0.04以下
1,3-ジクロロプロペン		0.002以下	—	0.002以下
ジクロロメタン		0.02以下	—	0.02以下
テトラクロロエチレン		0.01以下	—	0.01以下
1,1,1-トリクロロエタン		1以下	—	1以下
1,1,2-トリクロロエタン		0.006以下	—	0.006以下
トリクロロエチレン		0.03以下	—	0.03以下
ベンゼン		0.01以下	—	0.01以下
カドミウム及びその化合物		第2種特定有害物質 (重金属等)	0.01以下	150以下
六価クロム化合物	0.05以下		250以下	0.05以下
シアン化合物	検出されないこと		50以下(遊離シアンとして)	検出されないこと
水銀及びその化合物	水銀が0.0005以下、かつアルキル水銀が検出されないこと		15以下	水銀が0.0005以下、かつアルキル水銀が検出されないこと
セレン及びその化合物	0.01以下		150以下	0.01以下
鉛及びその化合物	0.01以下		150以下	0.01以下
砒素及びその化合物	0.01以下		150以下	0.01以下
ふっ素及びその化合物	0.8以下		4,000以下	0.8以下
ぼう素及びその化合物	1以下		4,000以下	1以下
シマジン	0.003以下		—	0.003以下
チウラム	0.006以下	—	0.006以下	
チオベンカルブ	0.02以下	—	0.02以下	
PCB	第3種特定有害物質 (農薬等)	検出されないこと	—	検出されないこと
有機りん化合物		検出されないこと	—	検出されないこと

3 公害関係法令に基づく届出状況

(1) 公害関係法令に基づく届出状況

特定施設（指定施設）を設置している工場・事業場数

法・条例		(令和元年度末)	
		工場・事業場数	施設数
水質汚濁防止法	特定施設	312	1575
	有害物質貯蔵指定施設	7	13
湖沼水質保全特別措置法	みなし指定地域特定施設	33	38
	指定施設	6	6
大気汚染防止法		118	362
ダイオキシン類対策特別措置法		11	15
騒音規制法		272	2666
振動規制法		105	856
茨城県生活環境の保全等に関する条例	特定施設	447	793
茨城県霞ヶ浦水質保全条例 条例	指定施設	234	249
土浦市公害防止条例		28	69
計(延べ)		1,573	6,642

(2) 水質汚濁防止法に係る届出

水質汚濁防止法に係る特定施設の届出状況

施設 番号	種類	R2.3.31現在 届出数		元年度中			
		工場数	施設数	設置・使用		廃止	
				工場数	施設数	工場数	施設数
1の2	畜産農業又はサービス業	20	29				
2	畜産食料品製造業	6	65				
3	水産食料品製造業	3	17				
5	みそ・醤油等の製造業	4	16				
8	パン若しくは菓子製造業又は製あん業の用に供する粗製あん設備	0	0				
10	飲料製造業	3	13				
11	動物系飼料又は肥料製造業	1	1				
16	麺類製造業	0	0				
17	豆腐又は煮豆製造業	14	31				
18の2	冷凍調理食品製造業	6	22				
19	紡績業又は繊維製品の製造業	0	0				
23の2	新聞業, 出版業, 印刷業, 又は製版業	1	2				
27のヌ	無機化学工業製品製造業の用に供する	1	2				
33	合成樹脂製造業	1	1				
53	ガラス又はガラス製品製造業	1	5				
54	セメント製品製造業	2	37				
55	生コンクリート製造業	6	8				
59	砕石業	3	4				
61	鉄鋼業	1	1				
62	非鉄金属製造業	15	46	3	4	1	8
63	金属製品又は機械機具製造業	9	56	2	2	3	4
64	ガス供給業又はコークス製造業	2	9				
64の2	水道業	4	44				
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	7	35	1	1	2	2
66	電気メッキ施設	10	20				
66の2	旅館業	69	645				
66の3	共同調理場	3	5				
66の4	弁当仕出屋又は弁当製造業	5	5	1	1		
66の5	飲食店	3	3				
66の6	その他の飲食店	3	5				
67	洗濯業	34	46				
68	写真現像業	6	8				
68の2	病院	4	196				
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業	2	2				
69の3	地方卸売市場	1	1				
70の2	自動車分解整備事業	5	6				
71	自動車車両洗浄施設	85	86	1	1	2	2
71の2	科学技術の研究試験等の事業場	7	88				
71の3	一般廃棄物処理施設	1	2				
72	し尿処理施設	7	8	1	1		
73	下水道終末処理施設	1	1				
74	特定事業場から排出される水の処理施設	3	4				
計	施設数		1575		10		16
	工場・事業場数(実工場数)	359	(312)	9		8	

水質汚濁防止法に係る有害物質貯蔵指定施設の届出状況

種類	R2.3.31現在 届出数		元年度中			
			設置・使用		廃止	
	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
有害物質貯蔵指定施設	7	13				
計	施設数	13	0	0	0	0
	工場・事業場数(実工場数)	(6)	0	0	0	0

(3) 湖沼水質保全特別措置法に係る届出

施設番号	種類	R2.3.31現在 届出数		元年度中			
				設置		廃止	
		工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
1	病院	4	9				
2	し尿浄化槽	29	29	1	1		
計	施設数	38	38	1	1		0
	工場・事業場数(実工場数)	33	(33)	1	0		0

湖沼水質保全特別措置法に係る指定施設の届出状況

施設番号	種類	R2.3.31現在 届出数		元年度中			
				設置		廃止	
		工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
1	畜産農業	5	5				
2	こいの養殖施設	1	1				
計	施設数	6	6	0	0		0
	工場・事業場数(実工場数)	6	(6)	0	0		0

(4) 茨城県霞ヶ浦水質保全条例に係る届出

湖沼水質保全特別措置法に係る指定施設の届出状況

施設番号	種類	R2.3.31現在 届出数		元年度中			
				設置		廃止	
		工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
2	車両の洗浄施設	85	87	1	2		
3	地方卸売市場の卸売場及び仲卸売場	0	0				
8	病院の排水施設	10	10				
9	特定給食施設	9	12			1	1
11	納豆製造業用湯煮施設	3	3				
13	飲食店の厨房施設	82	82			2	2
17	し尿浄化槽	51	53			3	3
18	指定施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	1	2				
計	施設数	249	249	2	2		6
	工場・事業場数(実工場数)	241	(234)	1	6		6

(5) 大気汚染防止法に係る届出

大気汚染防止法に係るばい煙発生施設の届出状況

施設番号	種類	R2.3.31現在届出数		元年度中			
				設置		廃止	
		工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
1	ボイラー	54	135	3	5	6	24
5	金属の精錬又は鋳造用溶解炉	3	16				
6	金属製品の熱処理用加熱炉	4	18				
9	セラミックス製品焼成炉	0	0				
10	反応炉及び直火炉	2	2	1	1		
11	乾燥炉	2	4				
12	電気炉	1	1				
13	廃棄物焼却炉	3	6				
29	ガスタービン	3	3				
30	ディーゼル機関	12	11				
計	施設数	/	196	/	6	/	24
	工場・事業場数(実工場数)	84	(87)	4	/	6	/

大気汚染防止法に係る粉じん発生施設の届出状況

施設番号	種類	R2.3.31現在届出数		元年度中			
				設置		廃止	
		工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
2	鉱物又は土石の堆積場	20	18				
3	ベルトコンベア	7	77			1	20
4	破砕機及び摩砕機	6	22			1	2
5	ふるい	3	25			1	4
計	施設数	/	142	/	0	/	26
	工場・事業場数(実工場数)	36	(22)	0	/	3	/

大気汚染防止法に係る揮発性有機化合物排出施設の届出状況

施設番号	種類	R2.3.31現在届出数		元年度中			
				設置		廃止	
		工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
1	乾燥炉	1	1	1	1		
2	塗装施設	1	11				
4	接着用乾燥施設(※)	3	3				
7	グラビア印刷用乾燥施設	1	2				
8	洗浄施設	1	1				
計	施設数	/	18	/	1	/	0
	工場・事業場数(実工場数)	7	(6)	0	/	0	/

(6) 騒音規制法に係る届出

騒音規制法に係る特定施設の届出状況

施設番号	種類	R2.3.31現在届出数		元年度中					
				設置		数変更		全廃	
		工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
1	金属加工機械	48	522			1	-2		
2	空気圧縮機及び送風機	207	1867	5	18	2	2		
3	土石・鉱物用機械	12	80						
5	建設用資材製造機械	8	10	1	1				
7	木材加工機械	23	77			1	1		
9	印刷機械	21	58						
10	合成樹脂用射出成形機	6	26						
11	鋳造型機	6	26						
計	施設数		2666		19		1		0
	工場・事業場数(実工場数)	331	(272)	6		4		0	

(7) 振動規制法に係る届出

振動規制法に係る特定施設の届出状況

施設番号	種類	R2.3.31現在届出数		元年度中					
				設置・使用		数変更		全廃	
		工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
1	金属加工機械	23	427						
2	圧縮機	81	367						
3	土石・鉱物用機械	1	6						
5	コンクリートブロックマシン/コンクリート管製造機	0	0						
6	木材加工機械	1	1						
7	印刷機械	6	17						
9	合成樹脂用射出成形機	3	22						
10	鋳造型機	5	16						
計	施設数		856		0		0		0
	工場・事業場数(実工場数)	120	(105)	0		0		0	

(8) ダイオキシン類対策特別措置法に係る届出

施設番号	種類	R2.3.31現在届出数		元年度中				
				設置		廃止		
		工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	
別表第一	2	製鋼用電気炉	1	1				
	5	廃棄物焼却炉	8	9				
別表第二	5	触媒の製造の用に供する 廃ガス洗浄施設	1	1				
	15-イ	廃ガス洗浄施設	2	2				
	15-ロ	湿式集じん施設	1	1				
	18	下水道終末処理施設	1	1				
計	施設数		15		0		0	
	工場・事業場数(実工場数)	14	(11)	0		0		

(9) 茨城県生活環境の保全等に関する条例に係る届出

茨城県生活環境の保全等に関する条例に係る特定施設の届出状況

施設種類		R2.3.31現在 届出数		元年度中					
				設置・使用		廃止		数変更	
		工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
ばい煙	シアン化合物を用いる電気メッキ施設	2	2						
	小計		2	0	0			0	
	実工場・事業場数	2							
粉じん	繊維製品製造施設	8	8						
	窯業土石製品用包装施設	1	1						
	小計		9	0	0			0	
	実工場・事業場数	9							
排水	石材加工施設	7	31						
	車両の洗浄施設	107	108						
	地方卸売市場の卸売場及び仲卸売場	0	0						
	病院の排水施設	12	15						
	特定給食施設	13	17						
	納豆製造業用湯煮施設	3	3						
	飲食店の厨房施設	82	82						
	野菜・果実加工用施設	2	7						
	し尿浄化槽	60	65			3	3		
	特定事業場から排出される水の処理施設	1	1						
	小計		329	0	3			0	
		実工場・事業場数	292		0	3		0	
振動	金属加工機械	19	244					3	
	土石鈹物用機械	12	76					1	
	建設用資材製造機械	5	7						
	木材加工機械	1	1						
	鋳造型機	2	2						
	小計		330	0	0			1	
	実工場・事業場数	39		0	0		3		
地盤沈下	揚水機	99	111						
	小計		111	0	0			0	
	実工場・事業場数	93		0	0			0	
悪臭	豚舎	8	8						
	鶏舎	4	4						
	小計		12	0	0			0	
	実工場・事業場数	12		0	0			0	
計	施設数		793		3			1	
	実工場・事業場数	447		0	3			3	

(10) 土浦市公害防止条例に係る届出

土浦市公害防止条例に係る特定施設の届出状況

施設種類	R2.3.31現在 届出数		元年度中						
			設置・使用		廃止		数変更		
	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	
汚水	牛舎	9	9						
	小計		9		0		0		0
		9		0		0		0	
粉じん	堆積場	8	9						
	ベルトコンベアー	10	35			1	18		
	小計		44		0		18		0
		14		0		1		0	
騒音	建設用資材製造機械	2	13						
	小計		13		0		0		0
		2		0		0		0	
枯渇 地下水	揚水機	3	0						
	小計		3		0		0		0
		3		0		0		0	
悪臭	豚舎	0	0						
	鶏舎	0	0						
	小計		0		0		0		0
	0		0		0		0		
計	施設数		69		0		18		0
	実工場・事業場数	28		0		1		0	

(11) 特定建設作業に係る届出

騒音規制法に係る届出状況

番号	作業の種類	R2.3.31現在	
		法該当	該当外
1	くい打機・くい抜機	4	1
2	びょう打機	0	0
3	さく岩機	26	0
4	空気圧縮機	2	1
5	コンクリートプラント	0	0
6	バックホウ	2	14
7	トラクター	0	1
8	ブルドーザー	0	0
	計	34	17

振動規制法に係る届出状況

番号	作業の種類	R2.3.31現在	
		法該当	該当外
1	くい打機・くい抜機	4	1
2	剛球使用	0	0
3	舗装版破砕機	1	0
4	ブレーカー	11	3
	計	15	5

(12) 特定粉じん排出等作業に係る届出

大気汚染防止法に係る届出状況

番号	作業の種類	R2.3.31現在
1	解体作業	4
2	石綿含有建材除去作業	0
3	吹付石綿の事前除去が著しく困難な解体作業	0
4	改造・補修作業	4
	計	8

4 大気の状態

(1) 自動車排ガス調査

測定場所	調査日	測定項目	一酸化炭素 (ppm)※1	一酸化窒素 (ppm)	二酸化窒素 (ppm)※2	窒素酸化物 (ppm)	メタン (ppmC)	非メタン炭化水素 (ppmC)	全炭化水素 (ppmC)	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)※3	鉛 (μg/m ³)	二酸化硫黄 (ppm)	交通量 (台/日)
東真鍋町 土浦市民会館前	H19.7.18 ～ 7.24	平均	0.4	0.009	0.014	0.023	1.87	0.09	1.96	0.018	0.01		
		1時間値最高	0.7	0.050	0.034	0.084	2.28	0.31	2.59	0.071			
		1時間値最低	0.2	0.000	0.005	0.005	1.76	0.02	1.78	0.001			
川口一丁目 モール前	H19.7.7 ～ 7.13	平均	0.3	0.006	0.010	0.016	1.91	0.13	2.04	0.021	0.01		
		1時間値最高	0.6	0.039	0.030	0.069	2.13	0.88	3.01	0.073			
		1時間値最低	0.3	0.001	0.003	0.004	1.76	0.00	1.76	0.003			
川口二丁目 関東鉄道車庫前	H20.5.29 ～ 6.4	平均	0.5	0.011	0.010	0.021	1.89	0.11	2.00	0.012		0.001	
		1時間値最高	1.1	0.032	0.025	0.052	2.24	0.26	2.36	0.031		0.011	
		1時間値最低	0.1	0.002	0.000	0.003	1.83	0.04	1.91	0.000		0.000	
東中貫町 国道6号線交差点	H20.6.6 ～ 6.12	平均	0.9	0.105	0.051	0.156	1.98	0.22	2.20	0.057		0.002	
		1時間値最高	1.6	0.282	0.146	0.322	2.40	0.68	2.75	0.146		0.009	
		1時間値最低	0.3	0.006	0.019	0.025	1.82	0.04	1.87	0.014		0.001	
中高津一丁目 カスミスター東側交差点	H21.5.29 ～ 6.4	平均	0.3	0.011	0.011	0.022	1.87	0.13	2.00	0.013		0.001	
		1時間値最高	0.8	0.082	0.032	0.114	2.12	0.33	2.45	0.053		0.019	
		1時間値最低	0.1	0.002	0.001	0.003	1.81	0.07	1.88	0.000		0.000	
国道6号線 中 6号バイパス合流点	H21.6.6 ～ 6.12	平均	0.4	0.026	0.020	0.046	1.92	0.13	2.05	0.02		0.001	
		1時間値最高	1.0	0.173	0.039	0.212	2.35	0.4	2.75	0.065		0.005	
		1時間値最低	0.2	0.001	0.005	0.006	1.81	0.06	1.87	0.000		0.000	
中荒川沖町 ジョイフル本田前	H22.5.25 ～ 5.28	平均	0.4	0.003	0.012	0.015	1.88	0.04	1.92	0.016		0.001	
		1時間値最高	0.7	0.058	0.031	0.089	2.01	0.21	2.22	0.088		0.004	
		1時間値最低	0.2	0	0.004	0.004	1.84	0	1.84	0.000		0.000	
真鍋六丁目 つくば国際大学前	H22.6.2 ～ 6.8	平均	0.3	0.005	0.013	0.018	1.86	0.09	1.95	0.016		0.001	
		1時間値最高	0.5	0.083	0.031	0.114	2.09	0.32	2.41	0.041		0.004	
		1時間値最低	0.2	0	0.002	0.002	1.76	0.01	1.77	0.000		0.000	
東真鍋町 土浦市民会館前	H23.6.4 ～ 6.10	平均	0.301	0.013	0.013	0.026	1.922	0.124	2.046	0.022		0.001	
		1時間値最高	0.500	0.033	0.027	0.060	2.270	0.550	2.820	0.051		0.009	
		1時間値最低	0.300	0.000	0.004	0.004	1.790	0.030	1.820	0.000		0.000	
川口一丁目 モール前	H23.5.27 ～ 6.2	平均	0.264	0.002	0.009	0.011	1.890	0.083	1.973	0.011		0.000	
		1時間値最高	0.400	0.033	0.031	0.064	2.100	0.220	2.320	0.041		0.001	
		1時間値最低	0.200	0.000	0.001	0.001	1.810	0.000	1.810	0.000		0.000	

環境基準 ※1 一酸化二窒素 1時間値の1日平均値が10 ppm以下かつ1時間値の8時間平均値が20 ppm以下

※2 二酸化窒素 1時間値の1日平均値が0.04 ppmから0.06 ppmまたはそれ以下

※3 浮遊粒子状物質 1時間値の1日平均値が0.10 mg/m³以下かつ1時間値が0.20 mg/m³以下

5 水質の状況

(1) 霞ヶ浦の水質

地点	項目	年度	水温(°C)	透視度(度)	pH	DO	BOD	COD	SS	T-N	T-P
環境基準			基準なし	基準なし	6.5以上 8.5以下	7.5以上	基準なし	3.0以下	5.0以下	0.4以下 ※0.6以下	0.03以下 ※0.05以下
大岩田 水道事務所前	H15		16.5	14.8	8.1	10.8	3.6	6.4	24.0	1.6	0.12
	H16		15.2	19.9	7.9	10.3	2.6	6.5	22.8	2.0	0.11
	H17		16.4	19.0	7.9	10.1	2.6	6.9	22.8	1.7	0.11
	H18		17.6	19.0	8.8	12.0	3.4	7.3	23.3	1.6	0.11
	H19		17.0	20.0	8.5	12.6	4.5	8.5	21.5	1.3	0.10
	H20		17.0	23.0	8.2	10.9	4.4	7.8	14.2	1.4	0.08
	H21		18.0	38.9	8.4	10.4	3.9	7.4	23.8	1.3	0.07
	H22		17.6	27.0	8.0	10.8	2.3	7.6	19.2	1.7	0.12
	H23		19.0	28.2	8.3	11.8	3.2	8.4	24.2	1.8	0.16
	H24		18.1	26.3	8.1	10.0	2.7	8.5	25.4	1.5	0.13
	H25		18.3	28.7	8.0	11.8	2.6	7.4	19.5	1.5	0.12
	H26		18.5	33.8	8.1	9.3	2.5	7.1	13.1	1.1	0.08
	H27		18.1	29.7	7.8	8.9	2.5	7.3	29.0	1.6	0.15
	H28		18.0	28.5	8.0	8.7	2.7	7.4	20.3	1.2	0.11
	H29		17.2	27.3	8.0	9.0	3.1	7.7	22.7	1.4	0.13
	H30		19.2	30.8	8.2	9.1	2.4	7.5	19.0	1.2	0.11
R1		18.8	28.2	8.0	8.7	2.4	7.0	21.0	1.4	0.12	
川口二丁目 土浦新港	H15		16.8	15.1	7.8	10.2	3.5	6.0	24.3	2.2	0.10
	H16		16.1	19.5	7.7	9.8	2.4	6.1	23.5	2.5	0.11
	H17		17.2	18.0	7.9	10.7	2.9	7.0	24.2	2.3	0.13
	H18		17.8	20.0	8.3	11.3	2.8	6.9	19.5	2.1	0.11
	H19		17.1	18.0	8.1	10.6	4.5	7.9	24.0	1.0	0.11
	H20		17.1	20.0	8.3	10.4	4.8	8.0	19.5	1.9	0.11
	H21		17.8	19.3	7.9	10.0	3.4	6.9	24.3	2.0	0.08
	H22		17.8	22.4	7.9	10.3	2.8	7.9	26.8	2.3	0.14
	H23		17.7	22.0	8.1	10.8	3.2	10.1	24.8	2.4	0.15
	H24		19.2	24.5	7.8	10.8	3.7	10.5	24.2	2.7	0.18
	H25		19.7	27.7	7.9	11.6	3.0	7.9	16.4	2.5	0.13
	H26		18.8	31.7	7.9	10.2	3.4	7.6	12.7	2.2	0.12
	H27		19.2	36.8	7.8	10.3	2.7	7.5	13.9	2.9	0.15
	H28		18.8	31.5	7.9	9.7	3.1	8.4	18.7	2.1	0.13
	H29		18.3	31.5	7.6	9.3	2.8	8.5	14.1	2.7	0.16
	H30		19.9	32.8	7.8	9.4	3.3	8.1	15.1	2.4	0.13
R1		19.8	29.5	7.5	8.4	3.2	8.0	20.5	3.0	0.17	
沖宿 沖宿漁港	H15		17.1	12.7	8.2	11.5	3.3	6.8	27.0	1.3	0.14
	H16		16.1	15.4	8.6	11.6	4.1	8.5	31.8	1.7	0.14
	H17		16.9	14.0	8.6	12.4	3.6	8.8	32.0	1.2	0.14
	H18		17.6	13.0	9.0	11.8	4.4	10.6	60.5	1.6	0.19
	H19		17.6	16.0	8.7	12.3	5.0	9.4	28.5	1.0	0.13
	H20		17.2	17.0	8.5	11.9	5.3	9.4	21.3	1.4	0.12
	H21		18.3	19.9	8.4	11.9	3.5	7.9	30.3	1.2	0.08
	H22		18.3	25.5	8.2	10.9	2.8	8.5	22.7	1.4	0.14
	H23		17.3	22.8	8.5	11.3	3.4	9.4	28.7	1.2	0.15
	H24		18.3	24.7	8.4	11.4	2.6	8.6	22.7	1.1	0.13
	H25		18.4	25.2	8.1	12.5	2.2	7.4	23.8	1.3	0.11
	H26		18.2	26.4	8.2	10.1	2.8	8.0	19.8	1.3	0.13
	H27		18.6	26.3	8.2	10.2	2.8	8.2	26.2	1.2	0.13
	H28		18.2	24.0	8.1	9.0	2.4	8.0	25.7	1.0	0.12
	H29		16.9	25.3	8.1	9.2	2.4	7.8	22.2	1.0	0.12
	H30		19.1	26.8	8.2	8.8	3.6	8.4	25.8	1.2	0.15
R1		19.3	22.8	8.3	9.4	2.4	7.8	30.0	1.2	0.13	

(注)・水温及び透視度以外の単位は「mg/L」。

・総窒素(T-N)、総りん(T-P)については、本来の環境基準は上段の値であるが、湖沼の特性等に鑑み、当面下段の値(※印)の達成に努めるものとする。

6 放射性物質の状況（令和元年度）

（１）小学校

（単位：マイクロシーベルト／時）

施設名 (所 在)	4月 地上1m	10月 地上1m
土浦小学校 (土浦市大手町13-32)	グラウンド 土(中央)	0.078 0.076
下高津小学校 (土浦市下高津四丁目2-9)	グラウンド 土(中央)	0.090 0.044
東小学校 (土浦市中455)	グラウンド 土(中央)	0.059 0.056
大岩田小学校 (土浦市大岩田2066-1)	グラウンド 土(中央)	0.086 0.067
真鍋小学校 (土浦市真鍋四丁目3-1)	グラウンド 土(中央)	0.065 0.067
都和小学校 (土浦市並木五丁目4826-1)	グラウンド 土(中央)	0.079 0.078
荒川沖小学校 (土浦市荒川沖東三丁目24-3)	グラウンド 土(中央)	0.075 0.068
中村小学校 (土浦市中村南五丁目29-5)	グラウンド 土(中央)	0.070 0.068
土浦第二小学校 (土浦市富士崎二丁目1-41)	グラウンド 土(中央)	0.058 0.066
上大津東小学校 (土浦市沖宿2489)	グラウンド 土(中央)	0.086 0.071
上大津西小学校 (土浦市手野町3651)	グラウンド 土(中央)	0.067 0.072
神立小学校 (土浦市中神立町4)	グラウンド 土(中央)	0.065 0.080
右親小学校 (土浦市右親1728-3)	グラウンド 芝(中央) (隣接地)南部地区 市民広場 土(中央)	0.061 0.060 0.105 0.056
都和南小学校 (土浦市常名3090)	グラウンド 土(中央)	0.043 0.051
乙戸小学校 (土浦市乙戸南二丁目1-1)	グラウンド 土(中央)	0.068 0.058
菅谷小学校 (土浦市菅谷1464-8)	グラウンド 土(中央)	0.057 0.062
藤沢小学校 (土浦市藤沢3057)	グラウンド 土(中央)	0.063 0.045
斗利出小学校 (土浦市高岡1367)	グラウンド 土(中央)	0.063 0.071
山ノ荘小学校 (土浦市本郷301)	グラウンド 芝(中央)	0.046 0.053
旧穴塚小学校 (穴塚1478)	グラウンド 芝(中央)	0.068 0.069

※右親小学校H25.6.24～6.27 芝生植付け

（２）中学校

（単位：マイクロシーベルト／時）

施設名 (所 在)	4月 地上1m	10月 地上1m
土浦第一中学校 (土浦市文京町3-8)	グラウンド 土(中央)	0.055 0.050
土浦第二中学校 (土浦市東真鍋21-7)	グラウンド 土(中央)	0.059 0.046
土浦第三中学校 (土浦市中村南一丁目25-15)	グラウンド 土(中央)	0.056 0.057
土浦第四中学校 (土浦市中高津三丁目10-4)	グラウンド 土(中央)	0.060 0.056
土浦第五中学校 (土浦市手野町3218-1)	グラウンド 土(中央)	0.062 0.063
土浦第六中学校 (土浦市右親428)	グラウンド 土(中央)	0.103 0.075
都和中学校 (土浦市中貫1222-2)	グラウンド 土(中央)	0.069 0.062
新治中学校 (土浦市藤沢913)	グラウンド 土(中央)	0.059 0.060

（３）幼稚園

（単位：マイクロシーベルト／時）

施設名 (所 在)	4月 地上1m	10月 地上1m
土浦幼稚園 (土浦市文京町9-6)	グラウンド 芝(中央)	0.076 0.076
都和幼稚園 (土浦市板谷四丁目714-7)	グラウンド 土(中央)	0.072
新治幼稚園 (土浦市沢辺1423-4)	グラウンド 芝(中央)	0.062 0.048

（４）保育所，児童館

（単位：マイクロシーベルト／時）

施設名 (所 在)	4月 地上1m	10月 地上1m
新生保育所 (土浦市中村南一丁目24-1)	グラウンド 芝(中央)	0.065 0.070
荒川沖保育所 (土浦市荒川沖西二丁目10-11)	グラウンド 芝(中央)	0.087 0.089
霞ヶ岡保育所 (土浦市霞ヶ岡町13-20)	グラウンド 芝(中央)	0.074 0.080
東崎保育所 (土浦市東崎町4-7)	グラウンド 土(中央)	0.066 0.066
天川保育所 (土浦市天川一丁目24-1)	グラウンド 土(中央)	0.074 0.078
桜川保育所 (土浦市田中三丁目4-5)	グラウンド 土(中央)	0.090 0.093
神立保育所 (土浦市神立中央三丁目8-22)	グラウンド 芝(中央)	0.070 0.070
都和児童館 (土浦市板谷二丁目712-9)	グラウンド 土(中央)	0.071 0.068
ホップ児童館 (土浦市烏山二丁目530-394)	グラウンド 芝(中央)	0.074 0.072
新治児童館 (土浦市本郷347-1)	グラウンド 芝(中央)	0.066 0.058

霞ヶ岡保育所 H25.7.26 芝生植付け

ホップ児童館 H25.6.28 芝生植付け

(5) 主要公園

(単位：マイクロシーベルト/時)

施設名 (所 在)	4月 地上1m	10月 地上1m	
亀城公園 (土浦市中央一丁目1番地)	散水栓脇 芝	0.076	0.085
神立公園 (土浦市北神立町3番地)	散水栓脇 アスファルト	0.085	0.086
霞ヶ浦総合公園 (土浦市大岩田1051番地他)	ライフセンター前 土	0.097	0.072
乙戸沼公園 (土浦市中村西根番外50-10)	遊具前 土	0.060	0.060
田村沖宿公園 (土浦市おおつ野七丁目4番地)	雨水樹脇 芝	0.098	0.104
紫ヶ丘公園 (土浦市紫ヶ丘8番)	階段下 芝	0.076	0.064
水と緑の里公園 (土浦市富士崎二丁目)	水揚げ場前 芝	0.077	0.068
朝日岬展望公園 (土浦市小野字球場1291-14)	駐車場 アスファルト	0.097	0.095
ふるさとの森公園 (土浦市藤沢字宮窪1388-1、 高岡字鹿島神社2410)	ターザンロープ前 芝	0.051	0.053

(6) 運動公園

(単位：マイクロシーベルト/時)

施設名 (所 在)	4月 地上1m	10月 地上1m	
川口運動公園 (土浦市川口二丁目12-75)	陸上競技場 芝	0.092	0.078
川口運動公園 (土浦市川口二丁目12-75)	野球場 土	0.064	0.078
中貫運動公園 (土浦市東中貫3)	多目的広場 芝	0.084	0.077
荒川沖地区野球広場 (土浦市乙戸789番地外)	グラウンド 土	0.050	0.059
市民運動広場 (土浦市佐野子町260)	野球場 土	0.085	0.082
木田余地区市民運動広場 (木田余東台一丁目3883)	グラウンド 芝	0.073	0.078
新治運動公園 (土浦市藤沢801-1)	子供広場 芝	0.058	0.066
本郷グラウンド (土浦市本郷番外1)	グラウンド 土	0.072	0.062

(7) 公民館

(単位：マイクロシーベルト/時)

施設名 (所 在)	4月 地上1m	10月 地上1m	
一中地区公民館 (土浦市大手町13-9)	駐車場 アスファルト	0.092	0.087
二中地区公民館 (土浦市木田余1675)	駐車場 アスファルト	0.090	0.092
三中地区公民館 (土浦市中村南四丁目8-14)	駐車場 アスファルト	0.081	0.076
四中地区公民館 (土浦市国分町11-5)	駐車場 アスファルト	0.087	0.087
上大津公民館 (土浦市手野町3252)	駐車場 アスファルト	0.074	0.079
六中地区公民館 (土浦市烏山二丁目2346-1)	駐車場 アスファルト	0.081	0.079
都和公民館 (土浦市並木五丁目4824-1)	駐車場 アスファルト	0.080	0.088
新治地区公民館 (土浦市藤沢990)	駐車場 アスファルト	0.080	0.075

7 その他の環境の状況

(1) 水準点の変化

基 標 番 号	設 置 地 点		変 動 量 (mm)		
	町(字)名	目 標	初回観測 変動量 水準点の高さ	S64.1.1 ～ H3.1.1	H3.1.1 ～ H5.1.1
				2年間/累計 (旧成果)	2年間/累計 (旧成果)
土 1 (10912)	中村町一区994	市道1級.29号線道路敷(墓地前)	S27.1.1 (24.0381)	1.5 / -45.5 (23.9926)	-0.9 / -46.4 (23.9917)
土 2 (10913)	中高津三丁目15-5	国道354号線道路敷(常陽銀行前)	H15.1.1 (24.2283)		
土 3	中高津一丁目1-4	土浦下高津郵便局	S47.11.1 (23.4715)	1.8 / -42.2 (23.4293)	0.1 / -42.1 (23.4294)
土 4	下高津四丁目5-5	土浦市第一学校給食センター内	S47.11.1 (22.4116)	-4.4 / -75.0 (22.3366)	-4.9 / -79.9 (22.3317)
土 5	下高津一丁目20-35	旧土浦市役所内	S47.11.1 (20.7983)	2.5 / -34.0 (20.7643)	0.2 / -33.8 (20.7645)
仮土 6	小松町1丁目	土浦小松郵便局前	H12.1.1 (2.9651)		
土 7	蓮河原新町	桜川水郷橋脇水管橋橋台	H 8. 1. 1 (3.4145)		
土 8	川口二丁目12番街区	土浦市川口運動公園内青年の森脇	S47.11.1 (1.7164)	3.0 / -91.7 (1.6247)	-0.7 / -92.4 (1.6240)
土 9	川口一丁目4番街区	土浦市西口第二駐輪場内	H 6. 1. 1 (2.7196)		
土10	大和町6-3	常陽銀行土浦駅前支店脇	S47.11.1 (1.7454)	4.2 / -63.6 (1.6818)	-1.1 / -64.7 (1.6807)
土11	桜町四丁目6-35	土浦市桜川ポンプ場内	S47.11.1 (1.4057)	4.1 / -32.6 (1.3731)	-0.9 / -33.5 (1.3722)
土12 (交4033)	大町9-5	(株)大島工務店前道路敷	S27.1.1 (1.6751)	3.4 / -66.3 (1.6088)	-1.7 / -68.0 (1.6071)
土14	中央一丁目12-5	退筆塚不動院内	S47.11.1 (2.7462)	1.4 / -57.1 (2.6891)	-3.1 / -60.2 (2.6860)
土16	田中二丁目6番街区	八幡神社入口	S47.11.1 (1.4683)	6.7 / -62.0 (1.4063)	0.2 / -61.8 (1.4065)
土17	文京町3-8	土浦市立土浦第一中学校内	S47.11.1 (2.0686)	-2.1 / -91.1 (1.9775)	-3.3 / -94.4 (1.9742)
土18	中央一丁目13番街区	亀城公園内忠魂碑脇	S47.11.1 (2.3117)	2.6 / -58.2 (2.2535)	-0.5 / -58.7 (2.2530)
土19	東崎町4-7	土浦市立東崎保育所内	S47.11.1 (1.1622)	0.5 / -94.9 (1.0673)	-4.3 / -99.2 (1.0630)
土20	城北町4-15	土浦税務署内	H24.3.1 (2.0175)	2.7 / 301.8 (2.3193)	-2.3 / 299.5 (2.3170)
土22	東真鍋町2-5	土浦市シルバー人材センター内	S47.11.1 (2.5514)	3.4 / -29.8 (2.5216)	-0.8 / -30.6 (2.5208)
土23	東真鍋町21-7	土浦市立土浦第二中学校内	S47.11.1 (26.6436)	4.1 / -24.5 (26.6191)	-1.4 / -25.9 (26.6177)
土24 (交4034)	真鍋四丁目3-1	土浦市立真鍋小学校内	H 3. 1. 1 (27.5532)	平成2年度移設 (27.5532)	-2.6 / (27.5506)
土25	大字殿里312	菊田宅内	S47.11.1 (4.4315)	4.5 / -30.8 (4.4007)	-0.8 / -31.6 (4.3999)
土26	真鍋五丁目17-26	土浦合同庁舎内	S47.11.1 (28.2196)	5.1 / -24.6 (28.1950)	-1.3 / -25.9 (28.1937)

変動量(mm)				
H5.1.1 ～ H8.1.1	H8.1.1 ～ H12.1.1	H12.1.1 ～ H15.1.1	H15.1.1 ～ H20.1.1	H20.1.1 ～ 平成24年度
3年間/累計 (旧成果)	4年間/累計 (旧成果)	3年間/累計 (旧成果) (2000年成果)	5年間/累計 (2000年成果)	5年間/累計 (測地成果2011)
-5.8 / -52.2 (23.9859)	-2.5 / -54.7 (23.9834)	2.1 / -52.6 (23.9855) (23.9508)	1.6 / -51.0 (23.9524)	-92.4 / -143.4 (23.8600)
		平成14年度移設 (24.2633) (24.2283)	1.0 / 1.0 (24.2293)	-95.7 / -94.7 (24.1336)
-4.6 / -46.7 (23.4248)	-1.3 / -48.0 (23.4235)	1.2 / -46.8 (23.4247) (23.3895)	1.9 / -44.9 (23.3914)	-98.5 / -143.4 (23.2929)
-11.8 / -91.7 (22.3199)	-7.8 / -99.5 (22.3121)	-3.0 / -102.5 (22.3091) (22.2737)	-5.4 / -107.9 (22.2683)	-109.7 / -217.6 (22.1586)
-4.9 / -38.7 (20.7596)	-0.9 / -39.6 (20.7587)	-1.6 / -41.2 (20.7571) (20.7218)	3.2 / -38.0 (20.7250)	-98.8 / -136.8 (20.6262)
	平成11年度新設 (2.9651)	-2.4 / -2.4 (2.9627) (2.9274)	-4.7 / -7.1 (2.9227)	-118.0 / -125.1 (2.8047)
平成7年度移設 (3.4145)	-8.3 / -8.3 (3.4062)	2.4 / -5.9 (3.4086) (3.3732)	1.1 / -4.8 (3.3743)	-104.9 / -109.7 (3.2694)
-6.6 / -99.0 (1.6174)	-6.7 / -105.7 (1.6107)	2.2 / -103.5 (1.6129) (1.5771)	-0.4 / -103.9 (1.5767)	-154.0 / -257.9 (1.4227)
平成5年度移設 (2.7196)	-3.0 / -3.0 (2.7166)	2.6 / -0.4 (2.7192) (2.6834)	0.4 / 0.0 (2.6838)	-106.3 / -106.3 (2.5775)
-5.7 / -70.4 (1.6750)	-2.7 / -73.1 (1.6723)	2.6 / -70.5 (1.6749) (1.6391)	-0.1 / -70.6 (1.6390)	-108.1 / -178.7 (1.5309)
-3.2 / -36.7 (1.3690)	-2.6 / -39.3 (1.3664)	3.0 / -36.3 (1.3694) (1.3337)	0.6 / -35.7 (1.3343)	-101.1 / -136.8 (1.2332)
-5.8 / -73.8 (1.6013)	-4.2 / -78.0 (1.5971)	2.4 / -75.6 (1.5995) (1.5638)	0.4 / -75.2 (1.5642)	-103.9 / -179.1 (1.4603)
-7.4 / -67.6 (2.6786)	-2.8 / -70.4 (2.6758)	1.1 / -69.3 (2.6769) (2.6411)	-1.8 / -71.1 (2.6393)	-114.7 / -185.8 (2.5246)
-10.0 / -71.8 (1.3965)	-3.2 / -75.0 (1.3933)	3.4 / -71.6 (1.3967) (1.3608)	0.4 / -71.2 (1.3612)	-101.0 / -172.2 (1.2602)
-8.7 / -103.1 (1.9655)	-6.5 / -109.6 (1.9590)	1.9 / -107.7 (1.9609) (1.9250)	-0.4 / -108.1 (1.9246)	-110.7 / -218.8 (1.8139)
-4.1 / -62.8 (2.2489)	-2.3 / -65.1 (2.2466)	2.5 / -62.6 (2.2491) (2.2132)	0.6 / -62.0 (2.2138)	-104.3 / -166.3 (2.1095)
-10.1 / -109.3 (1.0529)	-7.3 / -116.6 (1.0456)	-1.3 / -117.9 (1.0443) (1.0085)	-6.1 / -124.0 (1.0024)	-121.4 / -245.4 (0.8810)
-7.7 / 291.8 (2.3093)	-4.4 / 287.4 (2.3049)	1.0 / 288.4 (2.3059) (2.2699)	-0.7 / 287.7 (2.2692)	H24年3月移設 (2.0175)
-4.9 / -35.5 (2.5159)	-1.8 / -37.3 (2.5141)	-1.7 / -39.0 (2.5124) (2.4764)	3.7 / -35.3 (2.4801)	-108.4 / -143.7 (2.3717)
-3.0 / -28.9 (26.6147)	-1.3 / -30.2 (26.6134)	1.3 / -28.9 (26.6147) (26.5786)	0.3 / -28.6 (26.5789)	-104.3 / -132.9 (26.4746)
-5.5 / -8.1 (27.5451)	-2.7 / -10.8 (27.5424)	0.5 / -10.3 (27.5429) (27.5067)	-5.1 / -15.4 (27.5016)	-106.6 / -122.0 (27.3950)
-4.6 / -36.2 (4.3953)	-3.3 / -39.5 (4.3920)	0.3 / -39.2 (4.3923) (4.3561)	0.5 / -38.7 (4.3566)	-103.0 / -141.7 (4.2536)
-3.8 / -29.7 (28.1899)	-1.4 / -31.1 (28.1885)	1.4 / -29.7 (28.1899) (28.1536)	-0.2 / -29.9 (28.1534)	-103.1 / -133.0 (28.0503)

土27	大字木田余2515	宝積寺境内	S47.11.1 (8.4322)	3.0 / -0.2 (8.4320)	-1.0 / -1.2 (8.4310)
土28	手野町1	茨城県総合検診協会県南センター内	S47.1.1 (6.2949)	1.1 / -54.6 (6.2403)	-2.7 / -57.3 (6.2376)
土29	手野町1505-1	土浦市上大津支所内	S47.11.1 (4.5789)	4.3 / -27.2 (4.5517)	-2.4 / -29.6 (4.5493)
土30	荒川沖東二丁目12-1	土浦市荒川沖東部地区学習等共用施設内	S62.1.1 (24.8038)	-0.2 / -0.9 (24.8029)	-0.7 / -1.6 (24.8022)
土31	荒川沖西二丁目10-11	土浦市立荒川沖保育所内	H1.2.26 (22.1193)	-1.1 / -1.1 (22.1182)	-1.3 / -2.4 (22.1169)
土32	乙戸南二丁目1-1	土浦市立乙戸小学校内	S60.1.1 (22.0633)	-3.2 / -13.4 (22.0499)	-2.9 / -16.3 (22.0470)
土33	中荒川沖町27-12	土浦市荒川沖消防署内	S60.1.1 (24.8876)	-1.1 / -1.8 (24.8858)	0.1 / -1.7 (24.8859)
土34	大字右靱1944-107	まりやま団地公民館跡地内	S60.1.1 (23.6055)	0.4 / -16.9 (23.5886)	-1.7 / -18.6 (23.5869)
土35	中村南一丁目25-15	土浦市立土浦第三中学校内	S60.1.1 (24.3565)	-0.4 / -5.6 (24.3509)	-1.2 / -6.8 (24.3497)
土36	中村南五丁目29-5	土浦市立中村小学校内	S60.1.1 (24.3650)	-0.7 / -5.1 (24.3599)	-1.6 / -6.7 (24.3583)
土37	大字中村西根50-10	乙戸沼公園内	S60.1.1 (23.4377)	-13.3 / -39.4 (23.3983)	-8.2 / -47.6 (23.3901)
土38	大字右靱1655-1	右靱児童公園内	S60.1.1 (24.1936)	-0.1 / -4.0 (24.1896)	-2.0 / -6.0 (24.1876)
土39	大字右靱428	土浦市立土浦第六中学校内	S60.1.1 (16.3554)	-0.6 / -9.8 (16.3456)	-2.7 / -12.5 (16.3429)
土40	大字中村西根1010	学校法人 常総学院校内	S60.1.1 (18.7699)	-0.6 / -2.5 (18.7674)	-0.7 / -3.2 (18.7667)
土41	大字大岩田2066-1	土浦市立大岩田小学校内	S60.1.1 (7.0208)	3.6 / -1.4 (7.0194)	-1.4 / -2.8 (7.0180)
土42	小岩田西一丁目18-8	緑ヶ丘公民館内	S60.1.1 (24.0976)	2.1 / -4.7 (24.0929)	-1.1 / -5.8 (24.0918)
土43	霞ヶ岡町13-20	土浦市立霞ヶ岡保育所内	S60.1.1 (25.6039)	3.5 / -3.8 (25.6001)	-2.2 / -6.0 (25.5979)
土44	大字大岩田	土浦市国民宿舎水郷前歩道敷	S60.1.1 (3.2427)	0.5 / -28.5 (3.2142)	-2.9 / -31.4 (3.2113)
土45	大畑字年田209-6	中越運送(株)土浦営業所南側道路敷	H20.3.1 (28.4027)		
土46	本郷字下原303	土浦市立山ノ荘小学校内	H20.3.1 (28.3659)		
土47	小高字山ノ神26-3	吉池東側道路敷	H20.3.1 (28.3578)		
土48	藤沢字大三角975	土浦市役所旧新治庁舎敷地内	H20.3.1 (28.9951)		
土49	藤沢字本町1250-1	土浦警察署旧藤沢駐在所脇	H20.3.1 (27.4481)		
土50	藤沢字浄瑠璃山 3631-6	常陽銀行新治支店入口	H20.3.1 (27.6425)		
県1	並木町三丁目3-43	土浦市都和支所内	S47.11.1 (26.3521)	3.2 / -31.8 (26.3203)	0.3 / -31.5 (26.3206)

()真高:T.P...m

-6.5 / -7.7 (8.4245)	-1.4 / -9.1 (8.4231)	1.4 / -7.7 (8.4245) (8.3884)	0.3 / -7.4 (8.3887)	-106.9 / -114.3 (8.2818)
-7.1 / -64.4 (6.2305)	-5.1 / -69.5 (6.2254)	-2.3 / -71.8 (6.2231) (6.1868)	-4.7 / -76.5 (6.1821)	-119.7 / -196.2 (6.0624)
-5.0 / -34.6 (4.5443)	-3.0 / -37.6 (4.5413)	1.6 / -36.0 (4.5429) (4.5064)	-0.7 / -36.7 (4.5057)	-115.9 / -152.6 (4.3898)
-8.5 / -10.1 (24.7937)	-1.7 / -11.8 (24.7920)	-0.3 / -12.1 (24.7917) (24.7577)	4.0 / -8.1 (24.7617)	-88.3 / -96.4 (24.6734)
-6.8 / -9.2 (22.1101)	-2.6 / -11.8 (22.1075)	-0.2 / -12.0 (22.1073) (22.0733)	3.9 / -8.1 (22.0772)	-88.2 / -96.3 (21.9890)
-13.7 / -30.0 (22.0333)	-6.8 / -36.8 (22.0265)	-1.1 / -37.9 (22.0254) (21.9913)	1.9 / -36.0 (21.9932)	-93.4 / -129.4 (21.8998)
-8.5 / -10.2 (24.8774)	-2.1 / -12.3 (24.8753)	-0.2 / -12.5 (24.8751) (24.8410)	3.8 / -8.7 (24.8448)	-89.7 / -98.4 (24.7551)
-5.8 / -24.4 (23.5811)	-3.5 / -27.9 (23.5776)	-0.3 / -28.2 (23.5773) (23.5431)	3.5 / -24.7 (23.5466)	-91.8 / -116.5 (23.4548)
-9.2 / -16.0 (24.3405)	-2.9 / -18.9 (24.3376)	1.0 / -17.9 (24.3386) (24.3043)	2.3 / -15.6 (24.3066)	-91.0 / -106.6 (24.2156)
-9.3 / -16.0 (24.3490)	-5.7 / -21.7 (24.3433)	-0.7 / -22.4 (24.3426) (24.3083)	0.4 / -22.0 (24.3087)	-91.1 / -113.1 (24.2176)
-13.4 / -61.0 (23.3767)	-8.5 / -69.5 (23.3682)	-0.5 / -70.0 (23.3677) (23.3334)	0.5 / -69.5 (23.3339)	-93.6 / -163.1 (23.2403)
-5.4 / -11.4 (24.1822)	-3.4 / -14.8 (24.1788)	0.3 / -14.5 (24.1791) (24.1447)	3.2 / -11.3 (24.1479)	-93.2 / -104.5 (24.0547)
-6.6 / -19.1 (16.3363)	-6.3 / -25.4 (16.3300)	-2.8 / -28.2 (16.3272) (16.2924)	0.1 / -28.1 (16.2925)	-101.2 / -129.3 (16.1913)
-4.1 / -7.3 (18.7626)	-1.7 / -9.0 (18.7609)	2.7 / -6.3 (18.7636) (18.7289)	1.5 / -4.8 (18.7304)	-91.4 / -96.2 (18.6390)
-3.9 / -6.7 (7.0141)	-2.8 / -9.5 (7.0113)	1.7 / -7.8 (7.0130) (6.9780)	2.3 / -5.5 (6.9803)	-98.2 / -103.7 (6.8821)
-3.4 / -9.2 (24.0884)	-3.0 / -12.2 (24.0854)	1.3 / -10.9 (24.0867) (24.0516)	1.4 / -9.5 (24.0530)	-98.1 / -107.6 (23.9549)
-4.3 / -10.3 (25.5936)	-2.6 / -12.9 (25.5910)	1.6 / -11.3 (25.5926) (25.5576)	1.7 / -9.6 (25.5593)	-100.3 / -109.9 (25.4590)
-7.7 / -39.1 (3.2036)	-4.7 / -43.8 (3.1989)	-0.7 / -44.5 (3.1982) (3.1630)	-0.5 / -45.0 (3.1625)	-162.9 / -207.9 (2.9996)
			平成20年度新点新設 (28.4027)	-103.0 / -103.0 (28.2997)
			平成19年度新点新設 (28.3659)	-106.9 / -106.9 (28.2590)
			平成19年度新点新設 (28.3578)	-100.2 / -100.2 (28.2576)
			平成19年度新点新設 (28.9951)	-108.5 / -108.5 (28.8866)
			平成19年度新点新設 (27.4481)	-102.9 / -102.9 (27.3452)
			平成19年度新点新設 (27.6425)	-104.2 / -104.2 (27.5383)
-4.6 / -36.1 (26.3160)	-1.3 / -37.4 (26.3147)	1.0 / -36.4 (26.3157) (26.2792)	0.7 / -35.7 (26.2799)	-104.0 / -139.7 (26.1759)

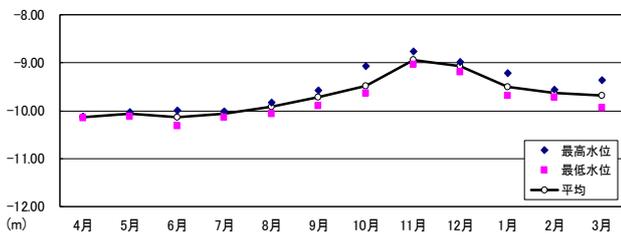
県 2	並木町五丁目4826-1	土浦市立都和小学校内	S47.11.1 (26.5320)	2.1 / -28.1 (26.5039)	-0.1 / -28.2 (26.5038)
県10	北神立町3	神立公園内	S47.11.1 (27.0674)		
県11	北神立町1-1	(株)アールビー工場内	S47.11.1 (26.6472)		
県14	東中貫町3	中貫公園内	S47.11.1 (27.2672)		
県15	大字中貫1929	鹿島八坂神社入口	S47.11.1 (26.7256)	2.9 / -21.8 (26.7038)	-0.3 / -22.1 (26.7035)
仮16	板谷六丁目557-4	大沼果樹園前道路敷	H12.1.1 (26.4250)		
県17	板谷七丁目605	(株)SHカップープロダクツ旧東山住宅内	S47.11.1 (26.8100)	4.1 / -20.1 (26.7899)	-0.8 / -20.9 (26.7891)
県18	神立町3591-2	天谷宅内	S47.11.1 (26.7965)		
県19	神立町2520	中川宅内	S47.11.1 (25.9133)		
県20	北神立町5	土浦市神立配水場内	S47.11.1 (27.1388)		
県21	神立町1209	皆藤宅内	S47.11.1 (24.9453)		
県22	神立町650	日立建機(株)土浦工場内	S47.11.1 (26.5193)		
仮23	神立東二丁目29-1	日立土浦労働会館前歩道敷	H20.3.1 (25.2001)		
県24	白鳥町764	白鳥町公民館内	S47.11.1 (26.5136)		
県25	手野町3218-1	土浦市立土浦第五中学校内	S47.11.1 (25.3351)		
県26	手野町3651	土浦市立上大津西小学校内	S47.11.1 (26.6479)		
仮県27	神立町1763-2	神立町1区公民館内	H25.3.1 (25.9544)		
仮28	大字木田余3550	(株)SHカップープロダクツ土浦工場入口	H9.3.1 (26.3438)		
TU55-1	天川一丁目4番街区	天川第2公園内	S56.1.1 (22.7303)	1.1 / -5.2 (22.7251)	-1.9 / -7.1 (22.7232)
TU55-2	大字右廻2201-2	日先神社入口	S56.1.1 (24.2567)	0.6 / -5.3 (24.2514)	-1.9 / -7.2 (24.2495)
TU55-3	荒川沖東三丁目24-3	土浦市立荒川沖小学校内	S56.1.1 (21.9999)	-2.3 / -12.7 (21.9872)	-2.5 / -15.2 (21.9847)
006-067	東若松町3977-3	(株)ホンダベルノ茨城南前緑地	H2.1.1 (21.9845)	平成元年度移設 (21.9845)	-7.3 / -7.3 (21.9772)
10911	荒川沖町字仙上530	ネットトヨタ茨城荒川沖(営)前歩道敷	S48.12.1 (23.3799)	-2.8 / -4.8 (23.3751)	-2.3 / -7.1 (23.3728)
4036	千代田町大字上稲吉字 新宿山1831-6	ゼクス土浦店前歩道敷	S48.12.1 (27.3082)	1.9 / 1.9 (27.3101)	-1.9 / 0 (27.3082)
NI56-02	沢辺803	沢辺生活改善センター	S56.1.1	/	/

()真高:T.P…m

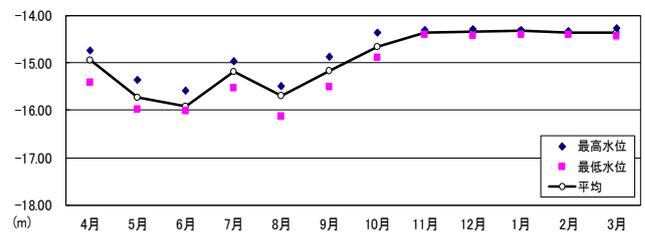
-5.8 / -34.0	-1.4 / -35.4	1.4 / -34.0	-0.1 / -34.1	-104.5 / -138.6
(26.4980)	(26.4966)	(26.4980) (26.4614)	(26.4613)	(26.3568)
/ -25.3	-0.4 / -25.7	0.6 / -25.1	-3.0 / -28.1	-115.1 / -143.2
(27.0421)	(27.0417)	(27.0423) (27.0055)	(27.0025)	(26.8874)
/ -22.4	-0.5 / -22.9	0.4 / -22.5	-1.8 / -24.3	-107.8 / -132.1
(26.6248)	(26.6243)	(26.6247) (26.5877)	(26.5859)	(26.4781)
/ -20.2	-0.9 / -21.1	1.1 / -20.0	-2.4 / -22.4	-107.3 / -129.7
(27.2470)	(27.2461)	(27.2472) (27.2101)	(27.2077)	(27.1004)
-5.8 / -27.9	-2.1 / -30.0	-3.6 / -33.6	4.3 / -29.3	-107.3 / -136.6
(26.6977)	(26.6956)	(26.6920) (26.6510)	(26.6553)	(26.5480)
	平成11年度新設	0.8 / 0.8	1.1 / 1.9	-106.3 / -104.4
	(26.4250)	(26.4258) (26.3891)	(26.3902)	(26.2839)
-5.0 / -25.9	-2.5 / -28.4	1.1 / -27.3	-0.6 / -27.9	-107.4 / -135.3
(26.7841)	(26.7816)	(26.7827) (26.7459)	(26.7453)	(26.6379)
/ -24.8	-0.8 / -25.6	1.9 / -23.7	-3.2 / -26.9	-105.9 / -132.8
(26.7717)	(26.7709)	(26.7728) (26.7361)	(26.7329)	(26.6270)
/ -22.4	-1.8 / -24.2	1.8 / -22.4	-1.9 / -24.3	-106.2 / -130.5
(25.8909)	(25.8891)	(25.8909) (25.8541)	(25.8522)	(25.7460)
/ -28.4	-0.1 / -28.5	0.8 / -27.7	-1.3 / -29.0	-107.5 / -136.5
(27.1104)	(27.1103)	(27.1111) (27.0744)	(27.0731)	(26.9656)
/ -24.9	-1.4 / -26.3	1.4 / -24.9	-1.2 / -26.1	-105.6 / -131.7
(24.9204)	(24.9190)	(24.9204) (24.8838)	(24.8826)	(24.7770)
/ -31.8	-0.3 / -32.1	1.7 / -30.4	-2.1 / -32.5	-106.8 / -139.3
(26.4875)	(26.4872)	(26.4889) (26.4522)	(26.4501)	(26.3433)
	平成11年度新設	2.4 / 60.9	平成19年度新点新設	-108.0 / -108.0
	(25.2586)	(25.2610) (25.2244)	(25.2001)	(25.0921)
/ -28.5	-1.1 / -29.6	-0.3 / -29.9	-0.9 / -30.8	-107.5 / -138.3
(26.4851)	(26.4840)	(26.4837) (26.4471)	(26.4462)	(26.3387)
/ -28.9	-1.9 / -30.8	-0.1 / -30.9	0.7 / -30.2	-108.1 / -138.3
(25.3062)	(25.3043)	(25.3042) (25.2677)	(25.2684)	(25.1603)
/ -31.4	-2.7 / -34.1	1.2 / -32.9	-1.2 / -34.1	-106.0 / -140.1
(26.6165)	(26.6138)	(26.6150) (26.5785)	(26.5773)	(26.4713)
/ 68.9	-1.9 / 67.0	1.0 / 68.0	-1.9 / 66.1	仮点新設
(26.0233)	(26.0214)	(26.0224) (25.9858)	(25.9839)	(25.9544)
	平成8年度新設	2.3 / 2.3	0.7 / 3.0	-105.7 / -102.7
	(26.3438)	(26.3461) (26.3096)	(26.3103)	(26.2046)
-4.3 / -11.4	-2.2 / -13.6	2.0 / -11.6	1.1 / -10.5	-96.3 / -106.8
(22.7189)	(22.7167)	(22.7187) (22.6837)	(22.6848)	(22.5885)
-6.3 / -13.5	-4.4 / -17.9	-1.0 / -18.9	3.3 / -15.6	-90.8 / -106.4
(24.2432)	(24.2388)	(24.2378) (24.2035)	(24.2068)	(24.1160)
-7.1 / -22.3	-3.0 / -25.3	-0.7 / -26.0	4.0 / -22.0	-87.8 / -109.8
(21.9776)	(21.9746)	(21.9739) (21.9400)	(21.9440)	(21.8562)
-15.8 / -23.1	-15.1 / -38.2	-6.0 / -44.2	-9.0 / -53.2	-123.0 / -176.2
(21.9614)	(21.9463)	(21.9403) (21.9039)	(21.8949)	(21.7719)
-8.8 / -15.9	-4.2 / -20.1	0.1 / -20.0	3.4 / -16.6	-89.5 / -106.1
(23.3640)	(23.3598)	(23.3599) (23.3257)	(23.3291)	(23.2396)
-3.8 / -3.8	-3.2 / -7.0	0.7 / -6.3	-39.5 / -45.8	-109.7 / -155.5
(27.3044)	(27.3012)	(27.3019)	(27.2624)	(27.1527)
/	/	/	0.3 / 0.3	-103.1 / -102.8
		(30.4607) (30.4213)	(30.4216)	(30.3185)

(2) 地下水位変動状況

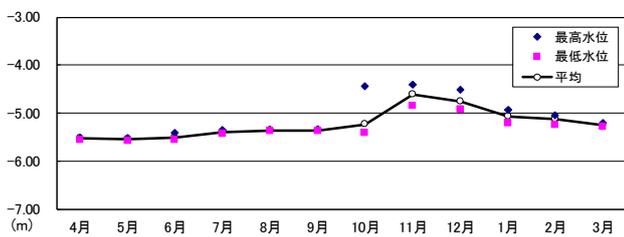
①中川宅（神立町）の地下水位変動状況



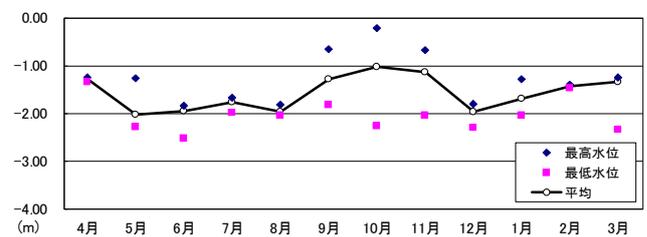
②皆藤宅（神立町）の地下水位変動状況



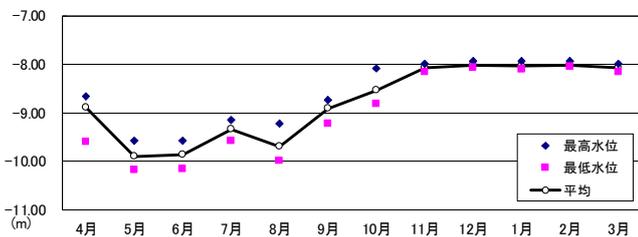
③天谷宅（神立町）の地下水位変動状況



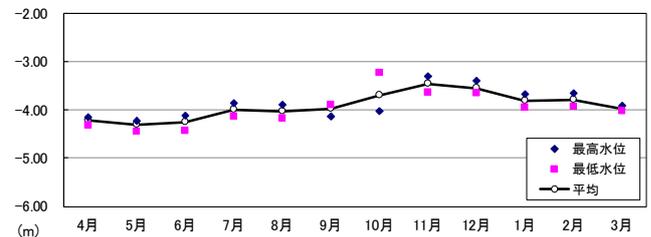
④太洋社（中央一丁目）の地下水位変動状況



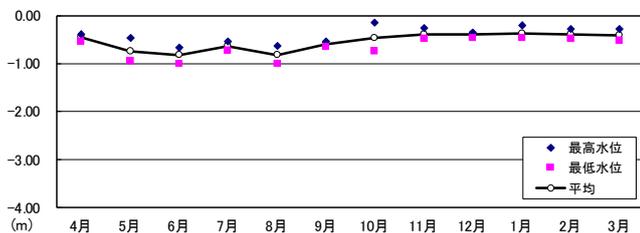
⑤都和公民館（並木五丁目）の地下水位変動状況



⑥荒川沖消防署（中荒川沖）の地下水位変動状況



⑦桜町児童公園（桜町四丁目）の地下水位変動状況



8 助成制度等（令和元年度）

（1）公害防止施設資金保証料補助及び利子補給制度

茨城県では、中小事業者が環境保全施設や省エネルギー・再生可能エネルギー施設を設置する場合、融資のあっ旋及び利子補給を行う「茨城県環境保全施設資金融資制度」が設けられています。土浦市は、この活用について積極的に推進するとともに、この制度により公害防止施設の改善等に係る資金の融資を受けた市内の中小事業者に対し、保証料の補助と利子の補給を行っています。

○公害防止施設資金保証料補助

1 対象者

- ・市内に工場等を有するまたは建設する者で、公害防止施設を設置、改善する者
- ・茨城県環境保全施設資金融資制度により融資を受けるとき、融資条件が茨城県信用保証協会の保証付となって融資を受けた中小事業者
- ・市税を完納している者

2 対象額

茨城県環境保全施設資金融資制度による融資資金に対する保証料（県負担分を除く）

○公害防止施設資金利子補給金

1 対象者

- ・市内に工場等を有するまたは建設する者で、公害防止施設を設置、改善する者
- ・茨城県環境保全施設資金融資制度に基づく融資を受けた者
- ・市税を完納している者

2 融資の条件（県制度）

融資限度額	環境保全施設	(1) 融資対象となる事業費の 80%以内 (2) 一つの貸付事業につき 2,500 万円を限度 但し、ダイオキシン類対策等、知事が必要と認めた場合は 5,000 万円
	地球温暖化対策	(1) 融資対象となる事業費から地方自治体等の補助額を控除した額に 80%を乗じた額 (2) 一つの貸付事業につき 500 万円を限度 但し、再生可能エネルギー施設の設置等、知事が必要と認めた場合は 1,500 万円
融資利率	融資期間利率（カッコ内は保証付きの場合）	
	5 年超～7 年以内	2.3 (1.8) %
	3 年超～5 年以内	2.2 (1.7) %
	3 年以内	2.1 (1.6) %
償還方法	元金均等償還（1 年以内の据置可）	

3 利子補給

県融資制度対象事業		利子補給対象事業		県の 利子補給	市の 利子補給
環境保全施設	大気汚染・水質汚濁・騒音・振動・悪臭の防止施設の設置や改善	小規模事業者が行う汚水処理施設の新設, 改修（霞ヶ浦流域）		全額	
		家畜排せつ物の負荷削減対策施設の新設, 改修（霞ヶ浦流域）		全額	
		ダイオキシン類対策施設の新設, 改修		0.6%	末端利率の3分の2以内（県補給分除く）
		上記以外の公害防止施設の設置や改善		-	
	産業廃棄物の適正処理施設の設置や改善		-		
	化学物質の適正管理施設の設置や改善		-		
低公害車の導入	ハイブリッド・電気・天然ガス・メタノール自動車		-		
地球温暖化対策	省エネルギー, 再生可能エネルギー施設の設置や改善	エコ事業所登録事業者の省エネルギー等の設置または改善(省エネルギー導入に係る県の補助対象事業を除く。)	省エネルギー対策実施計画書を提出済		全額
			上記以外		0.90%

(2) 令和元年度住宅用環境配慮型設備導入事業費補助金

環境と共生した、うるおいとやすらぎのある「まち」の創造と地球環境の保全を目的として、環境に配慮した家庭用燃料電池システム（エネファーム）、定置用リチウムイオン蓄電システムを設置される方に、予算の範囲内で経費の一部を補助します。

1 申込資格・条件

(1) 次のいずれかに該当する方

①市内に自らが居住する住宅に環境配慮型設備をこれから設置される方

②自らが居住しようとする環境配慮型設備付建売住宅を市内にこれから購入される方

(2) 市町村税を滞納していない方

(3) 年度内にすべての手続を完了することができる方

(4) 過去に以下の設備に係る土浦市の補助金を受けたことがない方（同一の世帯員を含む）

2 補助対象設備・補助金額・補助対象経費

補助対象設備 (すべての補助対象設備は未使用品に限る)	補助金の額	補助対象経費
家庭用燃料電池システム*1 (エネファーム)	1台あたり 50,000円	設備本体（燃料電池ユニット、貯湯ユニット等）及び付属品（リモコン等）の購入費、工事費（据付・配線・配管工事）
定置用リチウムイオン蓄電システム*2		設備本体（蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等）及び付属品（計測・表示装置・キュービクル等）の購入費、工事費（据付・配線工事等）

※1 家庭用燃料電池システム（エネファーム）

燃料電池ユニット並びに貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LPガスなどから燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるもの。

※2 定置用リチウムイオン蓄電システム

リチウムイオン蓄電池部（リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。）並びにインバータ等の電変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力などを繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時など必要に応じて電気を活用することができるもの。

(3) 高度処理型浄化槽設置補助

昭和62年度から公共下水道事業認可区域外および農業集落排水事業区域外の地域を対象に、合併処理浄化槽設置に係る補助制度を設けて普及を図っていますが、平成12年度より合併処理浄化槽の中でも汚水中の有機物（BOD）のみならず富栄養塩類（窒素又はリン）を除去する機能を持つ「高度処理型浄化槽」を、補助対象浄化槽と定めています。

補助金交付申請の受付につきましては、毎年度4月1日（土日祝日を除く）からの先着順とし、当該年度の補助可能な件数に到達した時点で受付終了となります。

1 補助対象地域

公共下水道事業認可区域外および農業集落排水事業区域外の地域

（区域内であっても7年以上整備が見込まれない土地）

2 補助金額

補助対象人槽	補助限度額	
5人槽	窒素（転換有）	705,000 円
	窒素（転換なし）	504,000 円
	窒素・りん（転換有）	1,159,000 円
	窒素・りん（転換なし）	936,000 円
7人槽	窒素（転換有）	897,000 円
	窒素（転換なし）	611,000 円
	窒素・りん（転換有）	1,600,000 円
	窒素・りん（転換なし）	1,344,000 円
10人槽	窒素（転換有）	1,122,000 円
	窒素（転換なし）	739,000 円
	窒素・りん（転換有）	2,226,000 円
	窒素・りん（転換なし）	1,882,000 円

補助対象高度処理型浄化槽の水質基準

（単位：mg/L）

	窒素	窒素・リン
BOD	10以下	10以下
窒素	10以下	10以下
リン	-	1以下

※BODの除去率は90%以上あること。

* 転換とは建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に基づく建築主事等による確認の申請を要する建築物の新築、改築または増築に伴うものを除く、専用住宅における新規浄化槽への入れ替え

（4）生ごみ処理容器の補助金事業

生ごみの自家処理を推進し、ごみの減量化及び再資源化を図るため、生ごみ処理容器及び生ごみ減量化機器の購入補助を行っています。

種類	電気式生ごみ処理機		コンポスト容器	EMぼかし容器
	乾燥式	バイオ式		
写真				
補助金額	1世帯1基まで 1台 20,000 円まで		1世帯2基まで 1基 4,000 円まで	1世帯に2基まで 1基 4,000 円まで

(5) 公共下水道・農業集落排水処理施設接続工事費補助制度

生活環境の向上と霞ヶ浦流域や流入河川の水質保全のため、供用開始3年以内に公共下水道・農業集落排水処理施設接続工事（水洗化工事）を実施する方に、その工事費の一部を補助します。

なお、令和3年度までは霞ヶ浦の生活排水対策を加速させるため、供用開始4年目以降も対象とし、高齢者又は青少年の方の同居世帯で、世帯の課税対象所得合計額が334万円以下の方を対象に接続工事にかかる補助を大幅に拡充しています。

1 補助要件

次の項目のすべてに該当する方が、補助対象となります。

- (1) 次の補助の対象となる工事（以下「補助対象工事」という）を行う方
 - ・くみ取り便所から水洗便所に改造し公共下水道又は農業集落排水処理施設に接続する工事
 - ・浄化槽を廃止し、公共下水道又は農業集落排水処理施設に接続する工事
- (2) 区域処理内の建築物の所有者又はその同意を得た当該建築物の賃借人であり、法人その他の団体でないこと
- (3) 下水道受益者負担金又は農業集落排水事業受益者分担金・市税を滞納していない方、及び水洗便所改造資金の利子補給または農業集落排水設備資金の利子補給を受けていない方

2 補助金額

- (1) 通常補助
補助対象工事費の2分の1とし、4万円を限度額として補助（千円未満切り捨て）
- (2) 拡充補助
65歳以上又は18歳未満の方が同居する世帯で、申請者と生計を一にする配偶者その他親族の課税対象所得合計額が334万円以下の方の場合、(1)に代わり35万円を限度額として全額補助（千円未満切り捨て）
※借家・アパートは対象内、ただし新築・官公庁・法人・団体は対象外

3 補助の手続

- (1) 接続工事費補助金交付申請書と必要書類の提出をしてください。
- (2) 市による申請内容の審査の後、接続工事費補助金交付決定通知書を送付します。
- (3) 工事着工
- (4) 接続工事費補助金実績報告書と必要書類の提出をしてください。
- (5) 市による報告内容の審査の後、接続工事費補助金額確定通知書を送付します。
- (6) 接続工事費補助金交付請求書の提出をしてください。
- (7) 補助金の交付

※公共下水道と農業集落排水施設のどちらに接続する場合にも同様の手続が必要になります。
詳しくは、下水道課のホームページをご覧ください。

(6) 生垣設置奨励補助金

緑豊かな住みよいまちづくりを進めるために、新たに生垣を設置される方に補助金を差し上げます。生垣は、家の中から四季の緑が楽しめるだけでなく、道行く人々の心にうるおいと安らぎを与え、地震などの災害防止にも役立ち、市街地の緑化に重要な役割を果たします。

現在、すでに古くなったブロック塀や石塀をお持ちの方は、緑の生垣に変えてみてはいかがでしょうか。東日本大震災等で被害を受けた方もぜひ、この制度をご利用下さい。

1 補助金交付対象生垣の条件

- (1) 市内の居住を目的とした建物の敷地に設置されるもの
- (2) 道路に面するもので総延長が5m以上であるもの
- (3) 樹木の高さが概ね60cm以上で、延長1mにつき2本以上植栽されるもの
- (4) 国もしくは地方公共団体の所有、または管理に属しない土地に設置されるもの
- (5) 道路の幅員が4m未満の場合は、その中心線から2m以上後退させて設置するもの
- (6) コンクリートブロック等を使用して敷地面から60cmを超える基礎の上に設置されるものでないこと
- (7) 不動産の販売を目的として設置されるものでないもの
- (8) 他の法令等の規定により補助または補償を受けたものでないもの

2 補助対象者

新たに生垣を設置する者又は既存のブロック塀等を撤去して生垣に改造する者

3 補助金の額

設置に要する経費（既存ブロック塀等の撤去を伴う場合は、その経費を含む。）の2分の1とし、その限度額は、15万円とする。ただし、延長1メートル当たりの補助金の額は、5,000円を限度とする。

4 補助金交付までの手続（申請者の行うものは◎印）

補助制度をご利用される方は、申請書提出前に公園街路課公園緑地係までご一報下さい。

- (1) ◎生垣設置奨励補助金交付申請書の提出
- (2) 市による申請内容等の審査
- (3) 生垣設置奨励補助金交付決定通知
- (4) ◎工事着工
- (5) ◎生垣設置完了報告書の提出
- (6) 市による工事完了生垣の検査
- (7) 生垣設置奨励補助金交付額決定通知
- (8) 補助金の交付（金融機関口座振込）

9 土浦市環境基本条例

平成 12 年 3 月 29 日

条例第 24 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 8 条）

第 2 章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第 1 節 施策の基本方針（第 9 条）

第 2 節 環境基本計画（第 10 条）

第 3 節 環境の保全及び創造のための施策の推進（第 11 条—第 24 条）

第 4 節 霞ヶ浦の湖沼環境の修復、保全及び創造のための施策の推進（第 25 条）

第 5 節 地球環境保全のための施策の推進（第 26 条）

第 3 章 環境審議会及び環境計画進行管理委員会

第 1 節 環境審議会（第 27 条—第 34 条）

第 2 節 環境計画進行管理委員会（第 35 条—第 41 条）

第 3 節 補則（第 42 条・第 43 条）

付則

私たち土浦市民は、太古の昔より、清らかな空の下で、豊かな水をたたえる霞ヶ浦から昇る朝日を待ちわび、筑波の山裾^{すそ}に広がる緑の大地に沈む夕日を惜しみながら、これらの自然から大いなる恵みを受けて、ときには自然の荒波にもまれながらも営々と歴史と文化を刻み、今日の繁栄を築き上げてきた。

しかしながら、現在の私たちは、豊かな生活や便利さを手に入れた一方で、大量の資源やエネルギーを消費し、大量の廃棄物を作り出しながら、私たちの生活を支え続けてきた緑を減らし、空気と水と大地を汚すなどの環境の問題も生み出してしまった。今やこの問題は、地域をはるかに越えて、生命存続の基でもある地球の環境をも脅かすまでに至っている。

もとより、私たちは、良好な環境の下で、健康で文化的な生活を営む権利を有しているが、同時にこれまで先人たちがその英知と努力により守り、育てて来た私たちのまち土浦の自然、歴史、文化はもちろんのこと生命の母なる地球の良好な環境を将来の世代に引き継いで行く責務も有している。

私たちは、限りある自然とその恵みに感謝し、自然とともに生き、かけがえのない地球の良好な環境を守っていくため、これまでの事業活動や日常生活を顧みて、市と事業者と市民がそれぞれの役割分担の下、協力し合いながら、環境への負荷の少ない循環を基調として発展する社会を築いていかなければならない。

私たちはこのような認識の下、健康で文化的な生活を営むために必要となる良好な環境の保全と創造を実現し、これを将来の世代に引き継いで行くため、ここに、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに土浦市（以下「市」という。）、事業者、市民等の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現

在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係にある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。
- (3) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が環境からの健全で豊かな恵みを十分に受け取り、健康で文化的な生活を営むことができるよう適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、環境に限りがあるとの認識の下、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会が築かれるよう適切に行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、市、事業者、市民等が公平な役割分担と責務の自覚の下、協働して積極的に行われなければならない。
- 4 霞ヶ浦その他の豊かな自然、歴史及び文化は、土浦らしさを表わす風土として保全するとともに、新たな風土を創造しつつ、これらを将来の市民に継承していかななければならない。
- 5 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題でもあることから、事業活動や日常生活が地球の環境に及ぼす影響を十分認識し、国際的な協調の下、地球環境の保全に資する行動により、積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、次に掲げる事項について必要な措置を講ずる責務を有する。

- (1) 事業活動に伴って生ずる公害を防止し、自然環境を適正に保全し、又は良好な環境の創造に努めること。
 - (2) 環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工、販売その他の事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に、その適正な処理が図られるようにすること。
- 2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工、販売その他の事業活動に当たっては、次に掲げる事項を行うよう努めなければならない。
- (1) 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減が

図られるようにすること。

(2) 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用すること。

3 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに市が実施する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活を営むに当たっては、自らの活動に伴って生ずる生活排水及び廃棄物の排出、騒音の発生、自動車の使用等による環境への負荷の低減に努めるとともに、自然環境を適正に保全し、及び良好な環境の創造に努めなければならない。

2 市民は、基本理念にのっとり、自ら積極的に環境の保全及び創造に努めるとともに市が実施する施策に協力する責務を有する。

(滞在者の責務)

第7条 旅行者その他の滞在者は、基本理念にのっとり、その滞在中に伴うごみの排出等による環境への負荷の低減に努めるとともに、自然その他の環境の保全に努めなければならない。

2 滞在者は、基本理念にのっとり、自ら積極的に環境の保全に努めるとともに市が実施する施策に協力する責務を有する。

(年次報告書)

第8条 市長は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して市が講じた施策等を明らかにした文書を作成し、これを公表しなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針

第9条 環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項が確保されるように、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行われなければならない。

(1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。

(2) 安全な水資源の確保等のための水質の汚濁の防止その他により霞ヶ浦及びその流域の河川の自然その他の環境（以下「霞ヶ浦の湖沼環境」という。）が修復、保全及び創造されること。

(3) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。

(4) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれるとともに人と自然が共生する良好な環境が保全及び創造されること。

(5) 安全で潤いと安らぎのある快適な環境が創造されること。

(6) 伝統と文化の香り高い歴史的、文化的環境が保全及び創造されること。

(7) 廃棄物の発生の抑制及び減量化、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等が徹底される社会の構築が推進されること。

(8) 環境の保全及び創造に関する施策を効率的かつ効果的に推進するため、市、事業者及び市民等との連携が強化されるとともに環境に関する教育及び学習が推進されること。

(9) 地球環境保全が国際協力の下、推進されること。

(10) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に資する施策が推進されること。

第2節 環境基本計画

第10条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、市の環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民の意見を反映するため、必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、土浦市環境審議会の意見を聴かなければならない。

5 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3節 環境の保全及び創造のための施策の推進

(市の施策の策定及び実施に当たっての配慮等)

第11条 環境に影響を及ぼすと認められる市の施策を策定し、及び実施する際には、環境基本計画との整合を図るとともに環境の保全及び創造への配慮をしなければならない。

2 市長は、環境の保全及び創造に関する市の施策を推進するため、庁内に総合的な調整を図るための体制を整備しなければならない。

(環境の保全及び創造に資する施設の整備その他の事業の推進)

第12条 市は、廃棄物及び下水の公共的な処理施設、環境への負荷の低減又は市民の安全に資する交通施設、高齢者等に配慮した公共的施設、公園その他環境の保全上の支障の防止又は快適な環境の創造に資する公共的施設の整備その他の環境の保全及び創造に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、都市の緑化、良好な景観の形成その他の快適な環境の創造に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、森林、農地、水辺地等の自然環境の適正な保全を図るとともに市民が自然と触れ合える場の創造に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

4 市は、文化財その他の歴史的遺産の保存、文化的施設の活用等による文化的な環境の創造に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全及び創造のための規制措置)

第13条 市は、環境の保全及び創造を図るため必要と認められる場合で、次に掲げる行為については、規制その他の必要な措置を講ずるものとする。

(1) 公害の原因となる行為その他の生活環境の保全に支障を来すおそれのある行為

(2) 自然環境の適正な保全に支障を来すおそれのある行為

(3) 快適な環境を創造するために支障を来すおそれのある行為

(4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に支障を来すおそれのある行為

(環境影響評価の推進)

第14条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業

の実施に当たり、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(調査の実施及び監視体制等の整備)

第15条 市は、環境の状況の的確な把握等に関する調査その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定のために必要な調査を実施するものとする。

2 市は、環境の状況の的確な把握その他の環境の保全及び創造に関する施策の実施のために必要な測定、監視等の体制の整備を図るものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第16条 市は、環境への負荷の低減に資するため、廃棄物の発生の抑制及び減量化、資源の循環的な利用、資源の再生利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減に資するため、エネルギーの効率的利用及び環境への負荷の少ないエネルギーの利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境に配慮した行動等の普及)

第17条 市は、事業者及び市民による再生資源その他の環境への負荷の少ない原材料、製品、役務等の利用の普及に努めるものとする。

2 市は、事業者、市民及びこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体」という。）による水質の汚濁防止に係る活動、再生資源に係る回収活動、緑化活動、自動車の使用における環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に配慮した活動の普及に努めるものとする。

3 市は、滞在者による霞ヶ浦の湖沼環境その他の環境の保全に配慮した行動の普及に努めるものとする。

(経済的な措置等)

第18条 市は、事業者、市民及び民間団体の環境への負荷の低減を図るための活動、施設の整備等に必要となる助成その他の支援の措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷を生じさせる活動を行う事業者又は市民に対して環境への負荷を低減するため必要があると認めるときは、経済的負担を求めることができる。

(環境教育、環境学習等の推進)

第19条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興、人材の育成及び確保並びに広報活動の充実により、事業者及び市民の環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、事業者、市民又は民間団体の自発的な環境の保全及び創造に係る活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第20条 市は、前条に規定する環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに事業者、市民又は民間団体が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境の状況、環境の保全及び創造活動の状況その他の環境の保全及び創造に関する情報を、個人及び法人の権利利益に配慮しつつ、体系的に整備し、適切に提供するよう努めるものとする。

(市民の意見の反映)

第21条 市は、環境の保全及び創造に関する施策に市民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(苦情の処理)

第22条 市は、公害その他の環境の保全への支障に係る苦情の円滑な処理を図るよう努めるものとする。

(事業者、市民等との連携及び協力)

第23条 市は、事業者、市民、民間団体等との連携及び協力により、環境の保全及び創造に関する施策の効果的な推進に必要な措置を講ずるものとする。

(国等との連携及び協力)

第24条 市は、大気、水質等の保全対策その他の広域的な対策を必要とする施策の策定及び実施に当たっては、国及び他の地方公共団体との積極的な連携及び協力を図るものとする。

第4節 霞ヶ浦の湖沼環境の修復、保全及び創造のための施策の推進

第25条 市は、霞ヶ浦の湖沼環境の修復、保全及び創造に資するため、安全な水資源の確保等に必要なたんば素、りん等の削減による水質の汚濁の防止、自然環境の修復及び保全、良好な景観の保全及び形成並びに水辺地等の自然と触れ合える拠点の整備等の施策の推進を図るものとする。

2 市は、前項に規定する施策の推進に資するため、霞ヶ浦の湖沼環境の修復、保全及び創造に関する調査研究、情報の交換、人材の交流等の体制の整備を図るものとする。

3 市は、前2項に規定する施策の推進等に当たっては、国及び他の地方公共団体並びに事業者、市民、民間団体、研究者等との連携を図るものとする。

第5節 地球環境保全のための施策の推進

第26条 市は、国、他の地方公共団体、事業者及び市民等と連携し、地球環境保全に関する国際協力に資する施策の推進に努めるものとする。

第3章 環境審議会及び環境計画進行管理委員会

第1節 環境審議会

(環境審議会の設置)

第27条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議するため、土浦市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第28条 審議会は、次に掲げる事項に関し、市長の諮問に応じて調査審議する。

(1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。

(2) その他環境の保全及び創造に関する基本的事項

(組織)

第29条 審議会は、委員15人以内で組織する。

(委員)

第30条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 市民

(2) 学識経験のある者

(3) 産業界を代表する者

(4) 市議会の議員

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第31条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第32条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第33条 審議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

(委員以外の者の出席等)

第34条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

第2節 環境計画進行管理委員会

(環境計画進行管理委員会の設置)

第35条 環境の保全及び創造に関する施策の適正な進行を確保するため、土浦市環境計画進行管理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第36条 委員会は、環境基本計画に基づく市の施策の進行状況について調査し、市長に対し、その結果を報告し、又は必要な助言を行う。

(組織)

第37条 委員会は、委員3人以内で組織する。

(委員)

第38条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第39条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、委員長が指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第40条 委員会は、委員長がこれを招集する。

2 委員会は、2人以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の合議によりこれを決する。

(委員以外の者の出席等)

第41条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

第3節 補則

(庶務)

第42条 審議会及び委員会の庶務は、市民生活部環境保全課において処理する。

(委任)

第 43 条 この条例に定めるもののほか、審議会及び委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(土浦市環境審議会条例の廃止)

2 土浦市環境審議会条例（平成 11 年土浦市条例第 9 号）は、廃止する。

(審議会等に係る経過措置)

3 前項の規定による廃止前の土浦市環境審議会条例の規定に基づく土浦市環境審議会及びその委員は、この条例の規定に基づく審議会及びその委員となり、同一性をもって存続するものとする。

(土浦市特別職の職にある者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 土浦市特別職の職にある者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年土浦市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

10 土浦市公害防止条例

昭和 47 年 4 月 1 日

条例第 15 号

改正 平成 11 年 3 月 29 日条例第 9 号

平成 17 年 9 月 26 日条例第 60 号

(目的)

第 1 条 この条例は、法令及び茨城県生活環境の保全等に関する条例（平成 17 年茨城県条例第 9 号）に特別の定めがある場合を除くほか、公害の防止に関し必要な事項を定め、もつて市民の健康を保護するとともに、生活環境の保全をはかることを目的とする。

(平 17 条例 60・一部改正)

(定義)

第 2 条 この条例において「公害」とは、事業活動その他の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）・大気汚染・土壌汚染・騒音・振動・地下水枯渇・地盤沈下及び悪臭によつて人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生活環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

2 この条例において「特定施設」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、公害を発生するおそれがあるもので、規則で定めるものをいう。

(市長の責務)

第 3 条 市長は、公害の実態を掌握し、公害の防止に関する必要な施策を積極的に推進し、公害の防止に努めなければならない。

(事業者の責務)

第 4 条 事業者は、その事業活動に伴つて生ずる公害を防止するために必要な措置を自らの責任において講ずるとともに、市長が実施する公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、公共の場所を汚し、又は静穏を阻害する等公害を発生させることのないよう常に努めるとともに、市長が実施する公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

(他の地方公共団体との協力)

第 6 条 市長は、公害を防止するために必要があると認めるときは、他の地方公共団体に協力を求め、又は他の地方公共団体からの協力の求めに応じなければならない。

(防止協定)

第 7 条 市長は、必要があると認めるときは、事業者と公害の防止に関する協定を締結するものとする。

(措置要請)

第 8 条 市長は、公害を防止するために必要があると認めるときは、国又は県に対し直ちに適切な措置を講ずるよう要請するものとする。

(事故届等)

第 9 条 事業者は、事故により公害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちに市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届け出をした者は、すみやかに事故発生防止のための措置に関する計画書を市長

に提出しなければならない。

3 前項の規定による計画書を提出した者が当該計画に基く措置を完了したときは、市長に届け出なければならない。

(特定施設設置等の届出)

第 10 条 特定施設を設置しようとする者は、当該施設を設置しようとする日前 60 日（騒音に係るものについては、30 日）までに次の各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。その届け出に係る事項を変更し、又は廃止しようとするときも同様とする。

(1) 氏名及び住所（法人にあつては、その名称・代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 工場等の名称及び所在地

(3) 事業の内容

(4) 特定施設の種類と数

(5) 特定施設の構造

(6) 公害防止の方法

(7) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定による届け出があつた場合、公害を防止するために必要な条件を付することができる。

(経過措置)

第 11 条 一の施設が特定施設となつた際現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）は、当該施設が特定施設となつた日から 30 日以内に、前条第 1 項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(規制基準)

第 12 条 市長は、公害を防止するため、特定施設に係る規制基準を規則で定めるものとする。

2 市長は、前項の規定による規制基準を定めようとするときは、土浦市環境審議会の意見を聞かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも同様とする。

3 事業者は、第 1 項の規定による規制基準を遵守しなければならない。

(平 11 条例 9 ・一部改正)

(改善勧告)

第 13 条 市長は、特定施設から公害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、当該特定施設を設置している者に対し、期限を定めて、公害を防止するために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 前項の規定による勧告を受けた者は、すみやかに公害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(改善命令)

第 14 条 市長は、前条第 1 項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に係る措置をとらないときは、その者に対し、期限を定めて、当該措置をとるべきことを命ずるとともに、当該施設の使用の一時停止を命ずることができる。

(措置の届出)

第 15 条 第 13 条第 1 項の規定による改善勧告又は前条の規定による改善命令を受けた者が当該勧告又は命令に係る措置をとつたときは、すみやかに市長に届け出てその確認を受けなければならない。

(調査請求)

第 16 条 公害を受けている者又は受けるおそれがある者は、市長に対し、その状況を報告し、調査を請求することができる。

(報告及び立入検査)

第 17 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、関係者に対し報告を求め、又は職員を必要な場所に立ち入らせ、検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 関係者は、第 1 項の規定による報告若しくは検査を拒み、又は忌避してはならない。

(助成)

第 18 条 市長は、公害の防止のための施設の設置又は改善に必要な資金のあつせん及び技術的な助言に努めるものとする。

(罰則)

第 19 条 第 14 条の規定による改善命令に違反した者は、5 万円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、2 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 10 条又は第 11 条の規定による届け出をせず、又は虚偽の届け出をした者

(2) 第 17 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(平 11 条例 9 ・ 一部改正)

(両罰規定)

第 20 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金を科する。

(委任)

第 21 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 10 条から第 15 条まで、第 19 条及び第 20 条の規定は、この条例公布の日から起算して 6 箇月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(昭和 47 年規則第 24 号で、第 10 条から第 15 条まで、第 19 条及び第 20 条の規定は、昭和 47 年 10 月 1 日から施行)

(平 17 条例 60 ・ 旧付則 ・ 一部改正)

(新治村の編入に伴う経過措置)

2 新治村の編入の日 (以下「編入日」という。)において、現に旧新治村の区域内で第 2 条第 2 項に規定する特定施設を設置している者 (設置の工事を行っている者を含む。)は、編入日から起算して 30 日以内に第 10 条第 1 項に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(平 17 条例 ・ 60 追加)

付 則 (平成 11 年 3 月 29 日条例第 9 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 17 年 9 月 26 日条例第 60 号）

この条例は、平成 18 年 2 月 20 日から施行する。ただし、第 1 条の改正規定は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

11 土浦市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

平成 16 年 6 月 28 日

条例第 21 号

改正 平成 17 年 9 月 26 日条例第 61 号

平成 23 年 6 月 22 日条例第 16 号

平成 27 年 6 月 19 日条例第 28 号

平成 29 年 3 月 22 日条例第 10 号

(目的)

第 1 条 この条例は、土砂等による土地の埋立て等について必要な規制を定めることにより、市民の生活環境の保全及び災害の防止に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 土砂等 土砂及び土砂に混入し、又は付着した物をいい、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 2 条第 1 項に規定する廃棄物を除くものとする。

(2) 土地の埋立て等 土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積(製品の製造又は加工のための原材料のたい積を除く。)をいう。

(3) 埋立て等区域 土地の埋立て等を行う土地の区域をいう。

(4) 特定有害物質 鉛、^ひ砒素、トリクロロエチレンその他の物質であつて、それが土壤に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして市規則で定めるものをいう。

(土地の埋立て等を行う者の責務)

第 3 条 土地の埋立て等を行う者は、土地の埋立て等を行うに当たっては、埋立て等区域及びその周辺の地域における土壤の汚染及び土砂等の流出を未然に防止する等、当該埋立て等区域及びその周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置を講じなければならない。

(土砂等を発生させる者等の責務)

第 4 条 土砂等を発生させる者は、土砂等の発生を抑制するよう努めるとともに、発生させる土砂等により土地の埋立て等が行われる場合にあつては、当該土地の埋立て等を行う者により適正な土地の埋立て等が行われるよう必要な配慮をしなければならない。

2 土砂等を運搬する事業を行う者は、土地の埋立て等に使用される土砂等を運搬しようとするときは、廃棄物の混入した土砂等又は土壤の汚染若しくは崩落、飛散若しくは流出の発生のおそれのある土砂等を運搬することのないよう必要な配慮をしなければならない。

(土地の所有者の責務)

第 5 条 土地の所有者は、その所有する土地を土地の埋立て等を行う者に使用させる場合にあつては、当該土地の埋立て等を行う者により適正な土地の埋立て等が行われるよう必要な配慮をしなければならない。

(市の責務)

第 6 条 市は、市の区域内における土地の埋立て等の状況を把握し、茨城県その他の関係機関と協力して土地の埋立て等が適正に行われるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(土地の埋立て等の許可)

第7条 埋立て等区域の面積が5,000平方メートル未満である土地の埋立て等を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する土地の埋立て等については、前項の規定は適用しない。

- (1) 土地の造成その他これに類する行為を行う土地の区域内において行う土地の埋立て等であって、当該区域内において発生した土砂等のみを用いて行われるもの
- (2) 国又は地方公共団体が行う土地の埋立て等
- (3) 他の法令の規定による許可等の処分その他の行為に係る土地の埋立て等。ただし、農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項又は第5条第1項の規定による許可に係る土地の埋立て等及び同法第4条第1項第7号又は第5条第1項第6号の規定による届出に係る土地の埋立て等を除く。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市規則で定める土地の埋立て等

3 第1項の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に市規則で定める書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 土地の埋立て等の目的
- (3) 埋立て等区域の位置
- (4) 埋立て等区域の面積
- (5) 土地の埋立て等を行う期間
- (6) 土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者
- (7) 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生場所
- (8) 土地の埋立て等に用いる土砂等の数量
- (9) 土地の埋立て等の施工に関する計画
- (10) 埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市規則で定める事項

（平23条例16・平29条例10・一部改正）

（土地の所有者等の同意）

第8条 申請者は、あらかじめ、市規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立て等区域内の土地の所有者に対し、前条第3項第1号から第10号までに掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。

2 前項の同意のほか、申請者は、あらかじめ、市規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立て等区域に隣接する土地の所有者、占有者、管理者及び居住者に対し、前条第3項第1号から第10号までに掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。ただし、当該事項を説明できないこと及び当該事項に同意を得ることができないことについて特別な理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

（平27条例28・平29条例10・一部改正）

（住民への周知）

第9条 申請者は、あらかじめ、市規則の定めるところにより、当該申請に係る埋立て等区域の周辺の住民に対し、当該土地の埋立て等の概要を周知させるよう努めなければならない。

(許可の基準)

第10条 市長は、第7条第1項の許可の申請が、次の各号のいずれにも該当すると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- (1) その土地の埋立て等に用いる土砂等の性質、特定有害物質による汚染の状態及び水素イオン濃度指数が市規則で定める基準に適合しているものであること。
- (2) その土地の埋立て等の施工に関する計画が市規則で定める技術上の基準に適合しているものであること。
- (3) その埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画が市規則で定める埋立て等区域の周辺地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置に関する基準に適合しているものであること。
- (4) その土地の埋立て等に用いる土砂等が発生場所から直接搬入されるものであること。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。
- (5) その申請をする者（申請者が他の者に土地の埋立て等の施工を請け負わせる場合にあつては、その施工する者を含む。）が次のいずれにも該当しないこと。

ア第21条の規定により許可を取り消され、かつ、当該取消しの日から5年を経過していない者

イ第21条又は第22条第2項の規定による土地の埋立て等の停止命令の期間を経過していない者

ウ第22条第1項の規定による土地の埋立て等の中止命令を受けている者

エ第22条第1項又は第2項の規定による土地の埋立て等に係る土砂等の除去その他必要な措置命令を受けている者

オその他市規則で定める要件に該当する者

- (6) その土地の埋立て等に用いる土砂等が茨城県内で発生したものであること。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

(平27条例28・平29条例10・一部改正)

(許可の条件)

第11条 市長は、第7条第1項の許可をするに当たっては、土地の埋立て等を行う期間を1年を限度として許可するものとし、当該許可に係る埋立て等区域の周辺地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な限度において、条件を付することができる。

(変更の許可等)

第12条 第7条第1項の許可を受けた者（以下「許可を受けた者」という。）は、同条第3項第2号又は第4号から第10号までに掲げる事項を変更しようとするときは、市規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、市規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前2条の規定は、前項の許可について準用する。

3 許可を受けた者は、第1項ただし書に規定する軽微な変更があつたとき又は第7条第3項第1号若しくは第11号に掲げる事項に変更があつたときは、市規則で定めるところにより、その日から15日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(平29条例10・一部改正)

(着手の届出等)

第13条 許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、市規則で定めるところにより、それぞれ当該各号に定める期日までに、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 当該許可に係る土地の埋立て等に着手するとき。着手する日の7日前
- (2) 当該許可に係る土地の埋立て等を完了したとき。完了した日から15日以内
- (3) 当該許可に係る土地の埋め立て等を廃止し、又は休止したとき。廃止し、又は休止した日から15日以内
- (4) 休止した当該許可に係る土地の埋め立て等を再開するとき。再開する日の7日前

2 市長は、前項の届出（同項第2号又は第3号に係るものに限る。）があったときは、遅滞なく、当該届出に係る土地の埋立て等が当該土地の埋立て等に係る第7条第3項の申請書に記載された土地の埋立て等の施工に関する計画（前条第1項の規定による変更の許可があったときは、その変更後のもの。第22条第2項第1号において同じ。）及び埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画（前条第1項の規定による変更の許可があったときは、その変更後のもの。第22条第2項第1号において同じ。）に適合しているかどうかについて確認を行うものとする。

（平29条例10・一部改正）

（埋立て等に使用された土砂等の量の報告）

第14条 許可を受けた者は、市規則で定めるところにより、定期的に、当該許可に係る埋立て等に使用された土砂等の量を市長に報告しなければならない。

（土壌の調査及び報告）

第15条 許可を受けた者は、市規則で定めるところにより、定期的に、当該許可に係る埋立て等区域内の土壌の特定有害物質による汚染の状況について調査を行い、その結果を市長に報告しなければならない。

（許可に基づく地位の承継）

第16条 許可を受けた者が当該許可に係る土地の埋立て等の権原を譲り渡し、又は許可を受けた者について相続、合併若しくは分割（当該許可に係る土地の埋立て等を行う権原を承継させる者に限る。）があったときは、当該許可に係る土地の埋立て等の権原を譲り受けた者又は相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の合意により当該土地の埋立て等を行う権原を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該土地の埋立て等を行う権原を承継した法人は、許可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により許可を受けた者の地位を承継した者は、市規則で定めるところにより、その日から15日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

（施工管理者の設置等）

第17条 許可を受けた者は、当該許可に係る埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な施工上の管理をつかさどる者（以下「施工管理者」という。）を置かなければならない。

2 許可を受けた者は、当該許可に係る土地の埋立て等を施工するときは、施工管理者に、当該許可に係る埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な施工上の管理をさせなければならない。

（標識の掲示）

第18条 許可を受けた者は、当該許可に係る埋立て等区域内の見やすい場所に、市規則で定めるところにより、氏名又は名称その他の市規則で定める事項を記載した標識を掲示しなければならない。

（帳簿への記載）

第19条 許可を受けた者は、市規則で定めるところにより、当該許可に係る土地の埋立て等に用いた土砂等の数量その他の市規則で定める事項を帳簿に記載しておかなければならない。

(書類の備付け及び閲覧)

第20条 許可を受けた者は、市規則で定めるところにより、当該許可に係る第7条第3項の申請書の写し、前条の帳簿その他の市規則で定める書類を当該許可に係る埋立て等区域内又は最寄りの事務所若しくは事業所に備え付け、当該土地の埋立て等に関し生活環境の保全又は災害の防止上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

(平29条例10・一部改正)

(許可の取消し等)

第21条 市長は、許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条第1項の許可を取り消し、又は期間を定めて当該許可に係る土地の埋立て等の停止を命ずることができる。

(1) 第12条第1項の規定に違反して土地の埋立て等を行ったとき。

(2) 偽りその他不正の手段により第7条第1項又は第12条第1項の許可を受けたとき。

(3) 第11条(第12条第2項において準用する場合を含む。次条第2項において同じ。)の規定により第7条第1項又は第12条第1項の許可に付した条件(次条第2項の規定による変更があった場合にあっては、その変更後のもの。同項において同じ。)に違反したとき。

(4) この条又は次条第2項の規定による命令に違反したとき。

(措置命令等)

第22条 市長は、第7条第1項の規定に違反して土地の埋立て等を行った者に対し、その土地の埋立て等の中止を命じ、又は期限を定めて当該土地の埋立て等に係る土砂等の除去その他必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を受けた者に対し、第11条の規定により第7条第1項又は第12条第1項の許可に付した条件を変更し、又は期間を定めて当該許可に係る土地の埋立て等の停止を命じ、若しくは期限を定めて当該土地の埋立て等に係る土砂等の除去その他必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

(1) 土地の埋立て等が第10条第1号の基準又は当該許可に係る第7条第3項の申請書に記載された土地の埋立て等の施工に関する計画若しくは埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画に適合していないと認めるとき。

(2) 生活環境の保全又は災害の防止のため緊急の必要があると認めるとき。

3 市長は、前2項の規定により、当該土地の埋立て等に係る土砂等の除去を命じられた者により土地の埋立て等が行われた埋立て等区域の土壌が第10条第1号の基準に適合せず、当該埋立て等区域の土壌が汚染され、又は汚染のおそれがあると認めるときは、茨城県知事にその旨を通報するものとする。

(平29条例10・一部改正)

(協力要請)

第23条 市長は、生活環境の保全又は災害の防止のため必要があると認めるときは、土地の埋立て等を行う者、土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者、土地の埋立て等を行う土地の所有者その他土地の埋立て等の関係者に対し、必要な協力を要請することができる。

(報告の徴収及び立入検査等)

第24条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、土地の埋立て等を行う者に対し、土地の埋立

て等に関して必要な事項について報告を求めることができる。

- 2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、埋立て等区域又は土地の埋立て等を行う者の事務所、事業所その他土地の埋立て等に関係のある場所に立ち入り、土地の埋立て等の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 3 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公表)

第25条 市長は、必要があると認めるときは、市規則で定めるところにより、第21条の規定に基づき第7条第1項若しくは第12条第1項の許可を取り消された者又は第21条若しくは第22条第1項若しくは第2項に定める命令に従わない者の氏名、違反の事実その他市規則で定める事項を公表することができる。

(手数料)

第26条 第7条第1項又は第12条第1項の許可を受けようとする者は、土浦市手数料条例（平成12年土浦市条例第19号）に定めるところにより、手数料を納めなければならない。

(委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

(罰則)

第28条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 第7条第1項又は第12条第1項の規定に違反して土地の埋立て等を行った者

(2) 第21条又は第22条第1項若しくは第2項の規定による命令に違反した者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第14条、第15条又は第24条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(2) 第24条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

3 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第12条第3項、第13条第1項又は第16条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第18条の規定に違反した者

(両罰規定)

第29条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。

(土浦市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例の廃止)

2 土浦市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例（平成3年土浦市条例第42号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に旧条例第3条第2項第2号の規定により旧条例の適用を除外される旧条例第2条第2号に規定する事業（以下「事業」という。）として、当該土地の埋立て等を行っている者（第7条第1項の許可を必要とする土地の埋立て等を行っている者に限る。）は、この条例の規定にかかわらず、平成16年12月31日までは、当該土地の埋立て等を行うことができる。その者がその期間内に第7条第1項の許可の申請をした場合において、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。
- 4 この条例の施行の際現に旧条例の規定による許可を受けて事業を行っている者は、第7条第1項の規定にかかわらず、平成16年12月31日までは、なお従前の例により当該土地について事業を行うことができる。その者がその期間内に同条の許可の申請をした場合において、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。
- 5 前項の場合において、同項に規定する者の行う事業については、なお従前の例による。
- 6 この条例の施行の際又は付則第4項の期間経過の際現に発せられている旧条例第13条の規定に基づく勧告並びに旧条例第14条、第15条、第16条第2項及び第18条第2項の規定に基づく命令は、なお効力を有する。
- 7 この条例の施行前にした行為、付則第5項の規定によりなお従前の例によることとされる土地の埋立て等に係るこの条例の施行後にした行為及び前項の規定によりなお効力を有することとされる命令に違反した行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(新治村の編入に伴う経過措置)

- 8 新治村の編入の日（以下「編入日」という。）前に、新治村土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例（平成6年新治村条例第1号。以下「新治村条例」という。）第5条の規定による事業の許可を受けた者は、この条例の規定により、土地の埋立て等の許可を受けた者とみなす。

(平17条例61・追加)

- 9 編入日において、現に旧新治村の区域内で埋立て等区域の面積が300平方メートル以上500平方メートル未満である土地の埋立て等を行っている者は、第7条の規定により、編入日から起算して30日以内に市長の許可を受けなければならない。

(平17条例61・追加)

- 10 編入日前にした新治村条例に違反する行為に対する罰則の適用については、新治村条例の例による。

(平17条例61・追加)

(土浦市手数料条例の一部改正)

- 11 土浦市手数料条例（平成12年土浦市条例第19号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(平17条例61・旧第8項繰下)

付 則（平成17年9月26日条例第61号）

この条例は、平成18年2月20日から施行する。

付 則（平成23年6月日条例第16号）

この条例は、平成23年10月1日から施行する。

付 則（平成27年6月19日条例第28号）

この条例は、平成27年10月1日から施行する。

付 則（平成 29 年 3 月 22 日条例第 10 号）

（施行期日）

- 1 この条例は，平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にこの条例による改正前の土浦市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第 7 条第 4 項の規定によりなされた申請に係る許可の基準については，この条例の規定による改正後の土浦市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第 10 条の規定にかかわらず，なお従前の例による。

12 土浦市さわやか環境条例

平成6年9月29日

条例第25号

改正 平成9年12月24日条例第44号

平成17年9月26日条例第55号

平成30年6月22日条例第27号

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 ポイ捨ての禁止等（第5条—第7条）
- 第3章 空き地の美化（第8条—第11条）
- 第4章 空き缶等の散乱防止（第12条—第18条）
- 第5章 自動車等の放置防止（第19条—第29条）
- 第6章 飼い犬のふん害の防止（第30条・第31条）
- 第7章 雑則（第32条・第33条）
- 第8章 罰則（第34条—第38条）

付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、ごみのない、美しくさわやかな環境の形成を目指して市民、事業者及び市が一体となって取り組むべき事項を定めることにより、清潔で快適な環境の確保に寄与することを目的とする。

（市民の責務）

第2条 市民は、清潔な環境が保持されるよう自ら努めるとともに、市が実施する環境美化に関する施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第3条 事業者は、その事業活動の実施に当たって、清潔な環境が保持されるよう自らの責任と負担において必要な措置を講ずるとともに、市が実施する環境美化に関する施策に協力しなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、各種施策を通じて清潔な環境の保持に努めなければならない。

第2章 ポイ捨ての禁止等

（空き地へのポイ捨ての禁止等）

第5条 何人も、空き地（現に人が使用していない土地（現に人が使用している土地であっても、相当の空閑部分を有することにより人が使用していない土地と同様の状態にあるものを含む。）をいう。以下同じ。）に、みだりにごみ（飲食料を収納していた缶、瓶その他の容器（以下「空き缶等」という。）、たばこの吸い殻、チューインガムの嚙（か）みかす、包装紙その他の散乱性の高いごみをいう。以下同じ。）を捨ててはならない。

2 空き地を所有し、又は管理する者（以下「空き地の所有者等」という。）は、ごみを捨てられないよう自ら必要な措置を講じなければならない。

（公共の場所でのポイ捨て禁止等）

第6条 何人も、公園、広場、道路、河川その他の公共の場所（以下「公共の場所」という。）において、

みだりにごみを捨ててはならない。

2 公共の場所の管理者は、その管理する公共の場所の清潔を保持し、みだりにごみが捨てられないよう努めなければならない。

(宣伝物等の配布者の收拾義務等)

第7条 公共の場所において、宣伝物、印刷物その他の物(以下「宣伝物等」という。)を公衆に配布し、又は配布させた者(以下「配布者」という。)は、その配布場所周辺に宣伝物等が飛散したときは、当該宣伝物等を速やかに收拾しなければならない。

2 市長は、宣伝物等がその配布場所周辺に飛散している場合は、配布者に対し、当該宣伝物等を收拾するよう指示することができる。

第3章 空き地の美化

(空き地の管理)

第8条 空き地の所有者等は、空き地に雑草等(雑草・枯草又はこれに類するかん木類をいう。次条において同じ。)が繁茂し、その空き地が次の各号のいずれかに該当する状態(次条及び第11条において「不良状態」という。)にならないよう常に適正な管理に努めなければならない。

- (1) 害虫の発生場所になること。
- (2) 雑草が開花し、その花粉により人の健康を害するおそれがある場所になること。
- (3) 火災の予防上危険な場所になること。
- (4) 犯罪の防止上好ましくない場所になること。
- (5) 交通上の障害になる場所になること。
- (6) 廃棄物の不法投棄場所になること。

(空き地の所有者等に対する勧告)

第9条 市長は、空き地が不良状態にあるとき、又は不良状態になるおそれがあると認めるときは、その空き地の所有者等に対し、雑草等の除去その他不良状態の改善について必要な措置(次条及び第11条において「改善措置」という。)を講ずべきことを勧告することができる。

(除草等の委託)

第10条 空き地の所有者等は、やむを得ない事情により、改善措置を自ら実施できないときは、これを市長に委託することができる。

(空き地の所有者等に対する命令)

第11条 市長は、空き地が不良状態にあるにもかかわらず、その空き地の所有者等が第9条の規定による勧告に従わないときは、期限を定めて、改善措置を講ずべきことを命ずることができる。

第4章 空き缶等の散乱防止

(実施計画)

第12条 市は、空き缶等の散乱の防止及び回収の促進に関する施策を実施するための計画(以下「実施計画」という。)を定めるものとする。

2 実施計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 空き缶等の散乱防止のための環境美化運動の実施に関する事項
- (2) 空き缶等の回収の促進に関する事項
- (3) 空き缶等の回収を自主的に行う団体の育成に関する事項

(販売業者等の散乱防止の責務)

第13条 缶等（飲食料を収納する缶，瓶その他の容器をいう。次条及び第17条において同じ。）に収納した飲食料を販売する事業を行う者（以下「販売業者」という。）は，空き缶等の散乱の防止及び再資源化の促進を図るために，規則で定める分別回収容器（以下「指定回収容器」という。）の設置，当該指定回収容器の維持管理その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業，旅行業法（昭和27年法律第239号）第2条第1項に規定する旅行業，旅客を運送する事業その他の観光に関する事業を報酬を得て行う者は，空き缶等の散乱の防止及び再資源化の促進を図るために，観光旅行者に対する啓発その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（自動販売機の届出）

第14条 販売業者は，自動販売機（規則で定める自動販売機を除く。以下同じ。）により缶等に収納した飲食料を販売しようとするときは，当該自動販売機ごとに，あらかじめ次の各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては，名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 自動販売機の設置の場所
- (3) 指定回収容器の設置の場所及びその管理の方法
- (4) その他市長が必要と認める事項

（変更等の届出）

第15条 前条の規定による届出をした販売業者は，その届出に係る同条第2号及び第3号に掲げる事項を変更しようとするときは，あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。ただし，規則で定める軽微な変更については，この限りでない。

2 前条の規定による届出をした販売業者は，その届出に係る同条第1号に掲げる事項に変更があったとき，又はその届出に係る自動販売機の使用を廃止したときは，その日から14日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

（届出済証）

第16条 市長は，第14条及び前条第2項（廃止の届出に関する部分を除く。）の規定による届出があったときは，その届出をした販売業者に対し，届出済証を交付するものとする。

2 届出済証の交付を受けた販売業者は，当該届出済証を亡失し，又は当該届出済証が毀損したときは，その事実を知った日から14日以内にその旨を市長に届け出て，届出済証の再交付を受けなければならない。

3 届出済証の交付又は再交付を受けた販売業者は，その届出に係る自動販売機の見やすい位置に，当該届出済証を貼付しなければならない。

（指定回収容器の設置義務等）

第17条 缶等に収納した飲食料を自動販売機により販売する事業を行う者（以下「自動販売業者」という。）は，当該自動販売機について，指定回収容器を設置するとともに，当該指定回収容器を適正に管理しなければならない。

（自動販売業者に対する勧告及び命令）

第18条 市長は，自動販売業者が前条の規定に違反していると認めるときは，当該自動販売業者に対し，指定回収容器を設置し，又はこれを適正に管理すべきことを勧告することができる。

2 市長は，前項の規定による勧告を受けた自動販売業者がその勧告に従わないときは，期限を定めて，

その勧告に従うべきことを命ずることができる。

第5章 自動車等の放置防止

(放置の禁止)

第19条 何人も、故なく自動車等（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車及び道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第1条第2項に規定する第2種原動機付自転車をいう。以下同じ。）を放置（自動車等が正当な権原に基づき置くことを認められた土地以外の場所に相当の期間にわたり置かれていることをいう。以下同じ。）し、若しくは放置させ、又はこれを放置し、若しくは放置させようとする者に協力してはならない。

(通報)

第20条 放置されている自動車等を発見した者は、市長にその旨を通報するよう努めなければならない。

2 市長は、前項の通報を受けた場合において必要があると認めるときは、その内容を関係機関に通報する等適切な措置を講ずるものとする。

(調査の依頼)

第21条 土地を所有し、占有し、又は管理する者は、その土地に自動車等が放置されていると認めるときは、市長に調査を依頼することができる。

(調査等)

第22条 市長は、第20条第1項の規定による通報を受けたときその他必要があると認めるときは、その職員に、当該自動車等の状況、所有者等（自動車等を所有し、占有し、又は使用する権利を現に有する者若しくは最後に有した者及び自動車等を放置した者又は放置させた者をいう。以下同じ。）その他の事項を調査させることができる。

2 市長は、前条の規定による依頼を受けたときは、前項に規定する調査をさせるものとする。ただし、当該自動車等が放置されたものに当たらないと認めるときは、この限りでない。

3 前2項の場合においては、所有者等に対して放置してはならない旨を注意する警告書を当該自動車等に取り付けるものとする。

(自動車等の所有者等に対する勧告)

第23条 市長は、市が管理する土地に放置された自動車等であって、前条第1項及び第2項の規定による調査の結果、当該自動車等の所有者等が判明したものについては、その所有者等に対し、当該自動車等を撤去すべきことを勧告することができる。

(自動車等の所有者等に対する命令)

第24条 市長は、当該自動車等の所有者等が前条の規定による勧告に従わないときは、期限を定めて、当該自動車等を撤去すべきことを命ずることができる。

(自動車等の撤去及び保管)

第25条 市長は、第22条第1項及び第2項の規定による調査にもかかわらず、所有者等を知ることができないため、前条の規定により当該自動車等を撤去すべきことを命ずることができないときは、当該自動車等を自ら撤去することができる。

2 市長は、前項の規定により自動車等を撤去したときは、当該自動車等を規則で定める場所に保管しなければならない。

3 市長は、前項の規定により自動車等を保管したときは、当該自動車等の所有者等に対して当該自動車等を返還するため、規則で定める事項を告示しなければならない。

(廃物の認定)

第26条 市長は、前条第3項の規定による告示の日から起算して6月を経過しても同条第2項の規定により保管した自動車等を返還することができないときは、当該自動車等を廃物として認定することができる。

2 市長は、前条第1項の規定により撤去した自動車等が次の各号のいずれかに該当する場合は、同条第2項の規定にかかわらず、直ちに当該自動車等を廃物として認定することができる。

(1) 機能の一部又は全部を喪失し、自動車等として本来の用に供することが困難であると認めるとき。

(2) 道路運送車両法第11条第1項に規定する自動車登録番号標、同法第73条第1項に規定する車両番号標その他これに類する標識が滅失し、又は判読が困難な程度に毀損し、かつ、同法第7条第1項第2号に規定する車台番号又はこれに類する車体の刻印若しくは表示が滅失し、又は判読が困難な程度に毀損しているとき。

(3) 相当の期間にわたり放置されており、かつ、放置されている場所その他の状況から投棄の意思が明らかであると認めるとき。

3 市長は、前2項の規定による認定を行おうとするときは、あらかじめ、その旨を公告しなければならない。

(自動車等の処分)

第27条 市長は、前条第1項又は第2項の規定により自動車等を廃物として認定したときは、これを処分することができる。

(費用の徴収等)

第28条 市長は、第25条第1項及び第2項の規定により撤去し、保管した自動車等を所有者等に返還するときは、当該自動車等に係る撤去及び保管に要した費用をその者から徴収する。

2 市長は、前条の規定により自動車等を処分した後に、その所有者等が判明したときは、その者に対し、当該自動車等に係る撤去、保管及び処分に要した費用を請求することができる。

3 市長は、特別の理由があると認めるときは、前2項の費用を免除することができる。

(関係法規の活用)

第29条 市長は、自動車等の放置の防止及び放置された自動車等の適正な処理を行うため、関係機関と連携し、関係法令の積極的な活用を図るものとする。

第6章 飼い犬のふん害の防止

(飼い主の遵守事項)

第30条 飼い犬(所有者のある犬をいう。以下同じ。)の所有者(所有者以外の者が飼養し、及び管理する場合は、その者を含む。以下「飼い主」という。)は、飼い犬を屋外で運動させる場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 飼い犬を綱、鎖等につなぎ、制御できるようにすること。

(2) 飼い犬のふんを処理するための用具を携行すること。

(3) 飼い犬のふんにより公共の場所並びに他人の土地、建物及び工作物を汚したときは、直ちに処理すること。

(飼い主に対する指導)

第31条 市長は、飼い主が前条の規定に違反して、同条各号の規定を遵守していないと認めるときは、当

該飼い主に対し、必要な指導をすることができる。

第7章 雑則

(立入調査等)

第32条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、空き地の所有者等、自動販売業者若しくは自動車等の所有者等に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、空き地、空き缶等に係る自動販売機が設置されている土地若しくは自動車が放置されている土地に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(委任)

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第8章 罰則

第34条 第24条の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

(1) 第11条の規定による命令に違反した者

(2) 第14条、第15条第1項若しくは第2項又は第16条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(3) 第16条第3項の規定による届出済証の貼付をしなかった者

(4) 第18条第2項の規定による命令に違反した者

第36条 第32条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、3万円以下の罰金に処する。

第37条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第38条 第6条第1項の規定に違反した者は、科料に処する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成7年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(土浦市空き缶等の散乱防止に関する条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 土浦市空き缶等の散乱防止に関する条例（昭和59年土浦市条例第11号）

(2) 土浦市雑草等の除去に関する条例（平成元年土浦市条例第30号）

(経過措置)

3 施行日前にした廃止前の土浦市空き缶等の散乱防止に関する条例又は土浦市雑草等の除去に関する条例の規定による勧告、命令その他の処分又は届出その他の手続でこの条例に相当の規定があるものは、この条例の相当の規定によってした勧告、命令その他の処分又は届出その他の手続とみなす。

4 この条例の施行の際現に廃止前の土浦市空き缶等の散乱防止に関する条例第13条の自動販売業者であって、同条の規定による回収容器を設置したものは、この条例の施行の日から3月を経過する日ま

での間、この条例第17条の規定による指定回収容器を設置した自動販売業者とみなす。

- 5 この条例の施行の際現に廃止前の土浦市空き缶等の散乱防止に関する条例第13条の自動販売業者であって、同条の規定による指定回収容器を設置していないものは、この条例の施行の日から30日以内に、この条例第17条の規定により指定回収容器を設置しなければならない。

(新治村の編入に伴う経過措置)

- 6 新治村の編入の日前に、新治村空かん回収に関する条例（昭和59年新治村条例第3号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

付 則（平成9年12月24日条例第44号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年7月1日から施行する。

付 則（平成17年9月26日条例第55号）

この条例は、平成18年2月20日から施行する。

付 則（平成30年6月22日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

13 土浦市廃棄物の処理及び再利用に関する条例

平成6年9月29日

条例第24号

改正 平成8年3月22日条例第7号
平成9年3月27日条例第14号
平成12年9月26日条例第41号
平成14年9月27日条例第32号
平成17年9月26日条例第54号
平成19年12月25日条例第31号
平成22年3月25日条例第6号
平成25年3月27日条例第8号
平成26年3月24日条例第20号
平成29年6月27日条例第28号
平成29年9月25日条例第31号
平成30年3月27日条例第7号
平成31年3月28日条例第14号
令和2年3月27日条例第5号

(目的)

第1条 この条例は、市民、事業者及び市が一体となって、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理することにより、生活環境の保全、公衆衛生の向上及び資源の循環利用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）、浄化槽法（昭和58年法律第43号）及び資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）の例による。

2 この条例において「再利用」とは、廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。

(市民の責務)

第3条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により再利用を図り、廃棄物を分別して排出し、及びその生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

2 市民は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し、市の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において、適正に処理しなければならない。

2 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進することにより、廃棄物の減量に努めなければならない。

3 事業者は、再生資源の利用及び再生品の使用に努めなければならない。

4 事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し、市の施策に協力しなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進することにより、廃棄物の減量を推進するとともに、一般廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

2 市は、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、処理施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

3 市は、廃棄物の発生を抑制、再利用及び廃棄物の適正な処理に関する市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

(廃棄物減量等推進審議会)

第6条 一般廃棄物の減量、再利用の促進等に関する事項について、市長の諮問に応じて、調査審議するため、土浦市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

3 委員は、市民の代表者、学識経験のある者、市議会の議員その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(一般廃棄物処理計画)

第7条 市は、一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定め、これを告示するものとする。

2 一般廃棄物処理計画に重要な変更があったときは、その都度告示するものとする。

(市民の意見の反映)

第8条 市長は、廃棄物の発生を抑制、再利用及び廃棄物の適正な処理について、市民の意見を施策に反映することができるよう努めなければならない。

(廃棄物に係る環境学習)

第9条 市長は、廃棄物の発生を抑制、再利用等に係る市民及び事業者の環境学習の推進に努めなければならない。

(市長による廃棄物の再利用等)

第10条 市長は、一般廃棄物処理計画に定めるところにより、分別して排出された再利用が可能な廃棄物の収集、市の処理施設での資源の回収等に努めなければならない。

2 市長は、再生資源の利用及び再生品の使用に努めなければならない。

(市民による廃棄物の再利用)

第11条 市民は、地域等における資源集団回収等の自主的活動に参加すること、協力すること等により、廃棄物の再利用に努めなければならない。

(事業者による廃棄物の発生抑制等)

第12条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期の使用が可能な製品等の開発、製品等の修理体制の確保等廃棄物の発生を抑制に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品等の再利用の方法についての情報を提供すること等により、その製品等の再利用を促進しなければならない。

(適正包装等の推進)

第13条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、包装、容器等に係る基準を自ら設定すること等により、その包装、容器等の適正化を図り、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

2 事業者は、市民が製品の購入等に際して、その製品について適正な包装、容器等を選択できるよう努めるとともに、市民がその製品に係る包装材、容器等の返却をする場合には、その回収等に努めなければならない。

(一般廃棄物の処理等)

第14条 市は、一般廃棄物処理計画に従い、一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちにこれを収集し、運搬し、及び処分しなければならない。

2 市長は、事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者（占有者がいない場合には、管理者とする。以下同じ。）に対し、当該一般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。

(市民等による一般廃棄物の適正排出)

第15条 市民は、一般廃棄物処理計画に従って、一般廃棄物を分別して排出すること等適正に排出しなければならない。

2 市民は、一般廃棄物を所定の場所以外に排出してはならない。

3 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物についてはなるべく自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物については一般廃棄物処理計画に従い当該一般廃棄物を適正に分別し、保管するなどして市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

(資源になる物の所有権等)

第15条の2 前条第2項の規定により所定の場所に排出された一般廃棄物のうち、一般廃棄物処理計画に定める資源になる物（子ども会廃品回収その他の集団回収による資源になる物を除く。次項において「資源になる物」という。）の所有権は、市に帰属する。

2 市長又は市長が指定する者以外の者は、資源になる物を収集し、又は運搬してはならない。

3 市長は、前項の規定に違反した者について、市規則で定めるところにより、その氏名等を公表することができる。

4 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表に係る者に意見を述べる機会を与えるものとする。ただし、その者が正当な理由なく意見の聴取に応じないときその他意見の聴取が困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

(事業者の産業廃棄物の処理)

第16条 事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。

(市が処理する産業廃棄物)

第17条 市は、市内で発生した産業廃棄物のうち、有害性物質を含まず、危険性がなく、固形状のもので、一般廃棄物と併せて処理することができ、廃棄物の処理施設を著しく損傷するおそれがなく、市が行う一般廃棄物の処理に支障がないと市長が認めたものを処理することができる。

(適正処理困難物の指定及び回収)

第18条 市長は、一般廃棄物のうち、一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らし処理が困難と認められるもの（以下「適正処理困難物」という。）を指定することができる。

2 市長は、前項の規定による指定をしたときは、これを告示するものとする。

3 市長は、適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、事業者自らの責任でその回収等の措置を講ずるよう協力を求めることができる。

4 市民は、前項の事業者の適正処理困難物の回収等に協力するよう努めなければならない。

(排出規制物等)

第19条 土地又は建物の占有者は、適正処理困難物を除く一般廃棄物で、次に掲げるものを排出してはならない。

(1) 有害性物質を含む物

(2) 危険性のある物

(3) 引火性のある物

(4) 著しく悪臭を発する物

(5) 著しく容積の大きい物又は著しく重量のある物

(6) 前各号に準ずる物で、市が行う処理に支障を及ぼすおそれのあるもの

2 土地又は建物の占有者は、前項各号に掲げる一般廃棄物を処理しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

(廃棄物処理手数料)

第20条 市長は、市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料を別表第1に定めるところにより徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、湖北環境衛生組合が処理を行う区域における一般廃棄物のうち、浄化槽汚泥の処理に係る費用については、湖北環境衛生組合し尿処理施設条例（昭和46年新治湖北環境衛生組合条例第16号）に定めるところによる。

3 市長は、第17条の規定により産業廃棄物を処理するときは、当該産業廃棄物の処分に係る手数料を別表第2に定めるところにより徴収する。

(廃棄物処理手数料の免除)

第21条 市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、前条第1項及び第4項に規定する廃棄物処理手数料を免除することができる。

(廃棄物処理手数料の不還付)

第21条の2 既に納付された第20条第1項及び第3項に規定する廃棄物処理手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(一般廃棄物処理業等の許可等)

第22条 廃棄物処理法第7条第1項又は第6項の規定により、市長の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を提出しなければならない。廃棄物処理法第7条第2項又は第7項の規定により、許可の更新を受けようとする者についても、同様とする。

(浄化槽清掃業の許可等)

第23条 浄化槽法第35条第1項の規定により、市長の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより申請書を提出しなければならない。

2 浄化槽法第35条第2項の規定による許可期限については、2年とする。

3 許可期限を過ぎて引き続き許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を提出しなければならない。

(許可証の交付)

第24条 市長は、第22条又は前条に規定する許可又はその更新の申請を受け、当該申請を許可し、又は更新するとき、許可証を交付するものとする。

2 前項の許可証の交付を受けた者が、当該許可証を紛失し、又は損傷したときは、規則で定めるところにより、許可証の再交付を受けなければならない。

(許可証交付等手数料)

第25条 前条第1項又は第2項の規定により許可証の交付又は再交付を受けようとする者は、別表第3に定める金額の手料を納付しなければならない。

(立入検査)

第26条 市長は、廃棄物処理法第19条第1項及び浄化槽法第53条第2項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、事業者又は土地若しくは建物の占有者の土地又は建物に立ち入り、必要な検査をさせることができる。

2 前項の規定により、立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(技術管理者の資格)

第27条 廃棄物処理法第21条第3項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。)

(2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であつて、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第8条の17第2号イからチまでに掲げる者

(4) 前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第29条 第15条の2第2項の規定に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

付 則

(施行期日)

1 この条例(以下「新条例」という。)は、平成7年1月1日から施行する。

(土浦市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の廃止)

2 土浦市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成元年土浦市条例第24号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 新条例の施行前に旧条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、新条例中これに相当する規定がある場合には、新条例の相当規定によりしたものとみなす。

4 新条例の施行の際現に廃棄物処理法第6条第1項の規定により定められている一般廃棄物処理計画は、新条例第6条第1項の規定により定めたものとみなす。

5 新条例の施行の際現に旧条例第12条第2項の規定に基づいて交付されている一般廃棄物処理業及び

浄化槽清掃業の許可証は、当該許可証の有効期間の満了する日までの間は、新条例第21条第1項の規定に基づいて交付された許可証とみなす。

(新治村の編入に伴う経過措置)

- 6 新治村の編入の日（以下「編入日」という。）前に、旧新治村の区域内において、廃棄物処理法第7条第1項及び第6項の規定による許可又は浄化槽法第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可を受けた者は、この条例の相当規定により許可を受けた者とみなす。ただし、その許可に係る業を行う区域は、旧新治村の区域内とする。
- 7 編入日前に、この条例の規定により一般廃棄物処理業の許可又は浄化槽清掃業の許可を受けた者が、その許可に係る業を行う区域は、編入前の土浦市の区域とする。

付 則（平成8年3月22日条例第7号）

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 土浦市特別職の職にある者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年土浦市条例第14号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

付 則（平成9年3月27日条例第14号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

付 則（平成12年9月26日条例第41号）

この条例は、平成13年2月1日から施行する。

付 則（平成14年9月27日条例第32号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

付 則（平成17年9月26日条例第54号）

この条例は、平成18年2月20日から施行する。

付 則（平成19年12月25日条例第31号）

この条例は、平成20年7月1日から施行する。

付 則（平成22年3月25日条例第6号）

この条例は、平成22年6月1日から施行する。

付 則（平成25年3月27日条例第8号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成26年3月24日条例第20号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定（「無料」を「10キログラム」に改める部分に限る。）及び別表第2の改正規定（「無料」を「10キログラム」に改める部分に限る。）は、平成26年5月1日から施行する。

付 則（平成29年6月27日条例第28号）

この条例は、平成29年9月1日から施行する。

付 則（平成29年9月25日条例第31号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても、行うことができ

る。

付 則（平成30年3月27日条例第7号）

この条例中第1条の規定は平成30年10月1日から、第2条の規定は公布の日から施行する。

付 則（平成31年3月28日条例第14号）

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

付 則（令和2年3月27日第5号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第20条関係）

種別	取扱区分	手数料
し尿	定額料金 一般世帯から排出されたもの（水洗貯留式便槽等から排出されたもの及び3月以上に1回排出されたものを除く。）を収集し、運搬し、及び処分するとき。	(1) 1月に1回収集し、運搬し、及び処分する場合 人頭割額345円にくみ取り時の世帯人員数を乗じて得た額と世帯割額270円との合計額 (2) 1月に2回以上収集し、運搬し、及び処分する場合 1回目は、前記(1)により算出した額 2回目以降は、675円 (3) 2月に1回収集し、運搬し、及び処分する場合 人頭割額345円にくみ取り時の世帯人員数を乗じて得た額の2倍の額と世帯割額270円との合計額
	従量料金 官公庁、学校、事業所等から排出されたもの、一般世帯の水洗貯留式便槽等から排出されたもの又は3月以上に1回一般世帯から排出されたものを収集し、運搬し、及び処分するとき。	18リットルにつき175円。ただし、18リットルに満たないときは、175円とする。
浄化槽汚泥	浄化槽法第35条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可を受けた者が市長の指定する処理施設に搬入をするとき。	1,800リットルにつき3,300円。ただし、1,800リットルに満たないときは、3,300円とする。
ごみ及び粗大ごみ（市長が認められたものに限る。）	一般世帯から市が指定する燃やせるごみ又は燃やせないごみの袋を使用し、所定の場所に排出されたごみを市が定期的に収集し、運搬し、及び処分するとき。	(1) 市が指定する燃やせるごみの袋1袋につき ア 容量15リットル相当のもの 15円 イ 容量30リットル相当のもの 30円 ウ 容量45リットル相当のもの 50円 (2) 市が指定する燃やせないごみの袋1袋につき ア 容量15リットル相当のもの 15円 イ 容量30リットル相当のもの 30円

一般世帯から排出された粗大ごみを市が収集し、運搬し、及び処分するとき。	1キログラムにつき20円を基準として品目別に規則で定める額
一般世帯から排出されたごみを排出者が市長の指定する処理施設に搬入をするとき。	1回の搬入量10キログラムにつき130円とし、当該搬入量に10キログラムに満たない部分がある場合における当該10キログラムに満たない部分の扱いは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1) 当該搬入量が10キログラムに満たないとき 10キログラムとする。 (2) 当該搬入量が10キログラムを超えるとき 当該10キログラムに満たない部分を四捨五入し、0キログラム又は10キログラムとする。
事業活動に伴って生じたごみを排出者が市長の指定する処理施設に搬入をするとき。	1回の搬入量10キログラムにつき265円とし、当該搬入量に10キログラムに満たない部分がある場合における当該10キログラムに満たない部分の扱いは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1) 当該搬入量が10キログラムに満たないとき 10キログラムとする。 (2) 当該搬入量が10キログラムを超えるとき 当該10キログラムに満たない部分を四捨五入し、0キログラム又は10キログラムとする。

備考 この表に定める金額は、消費税及び地方消費税を含む額

別表第2（第20条関係）

種別	取扱区分	手数料
産業廃棄物	排出者が市長の指定する処理施設に搬入をするとき。	1回の搬入量10キログラムにつき265円とし、当該搬入量に10キログラムに満たない部分がある場合における当該10キログラムに満たない部分の扱いは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1) 当該搬入量が10キログラムに満たないとき 10キログラムとする。 (2) 当該搬入量が10キログラムを超えるとき 当該10キログラムに満たない部分を四捨五入し、0キログラム又は10キログラムとする。

備考 この表に定める金額は、消費税及び地方消費税を含む額

別表第3（第25条関係）

許可証の種別	交付手数料	再交付手数料
一般廃棄物処理業の許可証	3,000円	1,500円
浄化槽清掃業の許可証	3,000円	1,500円

14 土浦市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例

平成 25 年 12 月 25 日

条例第 42 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 9 条の 3 第 2 項（同条第 9 項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、同条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設の設置に係る届出及び同条第 8 項に規定する一般廃棄物処理施設の変更に係る届出に際し、市長が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果及び法第 8 条第 2 項各号に掲げる事項を記載した書類（以下「報告書等」という。）を縦覧する場合の手続並びに一般廃棄物処理施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者が生活環境の保全上の見地からの意見書（以下「意見書」という。）を提出する場合の手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象施設)

第 2 条 報告書等の公衆への縦覧及び意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設は、法第 8 条第 1 項に規定するごみ処理施設、し尿処理施設及び一般廃棄物の最終処分場（以下「施設」という。）とする。

(縦覧の告示)

第 3 条 市長は、法第 9 条の 3 第 2 項の規定により報告書等を公衆の縦覧に供しようとするときは、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 施設の名称
- (2) 施設の設置の場所
- (3) 施設の種類
- (4) 施設において処理する一般廃棄物の種類
- (5) 施設の能力（施設が一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）
- (6) 実施した生活環境影響調査の項目
- (7) 縦覧の場所及び期間

(縦覧の場所及び期間)

第 4 条 縦覧の場所は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 土浦市役所
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

2 縦覧の期間は、告示の日から 1 月とする。

(意見書の提出先等の告示)

第 5 条 市長は、法第 9 条の 3 第 2 項の規定により施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は意見書を提出できる旨、意見書を提出する場合の提出先及び提出期限その他必要な事項を告示するものとする。

(意見書の提出先及び提出期限)

第 6 条 意見書の提出先は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 土浦市役所

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

2 意見書の提出期限は、第4条第2項の縦覧の期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までとする。

(環境影響評価との関係)

第7条 施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法(平成9年法律第81号)又は茨城県環境影響評価条例(平成11年茨城県条例第7号)に基づく環境影響評価(生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。)に係る告示、縦覧等の手続を経たものは、第3条から前条までに定める手続を経たものとみなす。

(他の市町村との協議)

第8条 市長は、施設を設置し、又は変更する場合において、当該施設の設置又は変更により生活環境に影響を及ぼす周辺地域に市の区域に属しない区域が含まれているときは、当該区域を管轄する市町村の長に、報告書等の写しを送付し、当該市町村における縦覧の実施その他必要な事項について協議するものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

15 土浦市安全な飲料水の確保に関する条例

平成 25 年 12 月 25 日

条例第 43 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）
- 第 2 章 小規模水道（第 7 条—第 18 条）
- 第 3 章 小簡易専用水道及び簡易専用水道（第 19 条—第 22 条）
- 第 4 章 飲用井戸等（第 23 条—第 26 条）
- 第 5 章 監督（第 27 条—第 29 条）
- 第 6 章 雑則（第 30 条・第 31 条）
- 第 7 章 罰則（第 32 条—第 35 条）

付則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、法令に定めがあるもののほか、小規模水道、小簡易専用水道及び簡易専用水道（以下「小規模水道等」という。）並びに飲用井戸等の設置者の責務を明らかにするとともに、小規模水道等の布設及び管理の適正化並びに飲用井戸等の管理の適正化に関し必要な事項を定めることにより、安全な飲料水を確保し、もって公衆衛生の向上に資するとともに、市民の健康で快適な生活環境の確保に寄与することを目的とする。

（用語の定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）水道 導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。ただし、臨時に施設されたものを除く。

（2）小規模水道 水道法（昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。）第 3 条第 2 項に規定する水道事業の用に供する水道から供給を受ける水以外の水を水源とする水道であって、次のいずれかに掲げる者に必要な水を供給するもの（ア又はイに掲げる者に水を供給するものにあつては、常時水の供給を受ける者が 50 人未満であるものを除く。）のうち、同項に規定する水道事業の用に供する水道及び同条第 6 項に規定する専用水道以外のものをいう。

ア特定の地域に居住する者

イ市規則で定める建築物等を使用し、又は利用する者

ウ賃貸住宅その他の建築物の全部又は一部であつて、賃貸の用に供するもの（市規則で定めるものを除く。）に居住する者

（3）小簡易専用水道 法第 3 条第 2 項に規定する水道事業の用に供する水道又は小規模水道から供給を受ける水のみを水源とする水道であつて、水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量の合計が、水道事業の用に供する水道からのみ受水する場合にあつては 5 立方メートル以上 10 立方メートル以下であるもの、その他の場合にあつては 5 立方メートル以上であるものをいう。

（4）簡易専用水道 法第 3 条第 7 項に規定する簡易専用水道をいう。

（5）飲用井戸等 法第 3 条第 2 項に規定する水道事業の用に供する水道から供給を受ける水以外の水を水源とする水道であつて、同項に規定する水道事業の用に供する水道、同条第 6 項に規定する

専用水道及び第2号に規定する小規模水道以外のものをいう。

(6) 水道施設 水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設であつて、当該小規模水道、小簡易専用水道、簡易専用水道又は飲用井戸等の設置者の管理に属するものをいう。

(小規模水道等及び飲用井戸等の設置者の責務)

第3条 小規模水道等及び飲用井戸等の設置者は、飲料水が人の健康に及ぼす影響について十分に認識し、自らの責任において安全な飲料水を供給する責務を有する。

(適用除外)

第4条 この条例の規定は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第2条第1項に規定する特定建築物を使用し、又は利用する者に必要な水を供給するために当該特定建築物に布設させる小規模水道等及び飲用井戸等に対しては、適用しない。

(水質基準)

第5条 小規模水道又は小簡易専用水道により供給される水は、次に掲げる要件を備えるものでなければならない。

(1) 病原生物に汚染され、又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものでないこと。

(2) シアン、水銀その他の有毒物質を含まないこと。

(3) 銅、鉄、ふっ素、フェノールその他の物質をその許容量を超えて含まないこと。

(4) 異常な酸性又はアルカリ性を呈しないこと。

(5) 異常な臭味がないこと。ただし、消毒による臭味を除く。

(6) 外観は、ほとんど無色透明であること。

2 前項各号の基準は、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の定めるところによる。

(施設基準)

第6条 小規模水道は、原水の質及び量、地理的条件、当該水道の形態等に応じ、取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設の全部又は一部を有すべきものとし、その各施設は、次に掲げる要件を備えるものでなければならない。

(1) 取水施設は、できるだけ良質の原水を必要量取り入れることができるものであること。

(2) 貯水施設は、渇水時においても必要量の原水を供給するのに必要な貯水能力を有するものであること。

(3) 導水施設は、必要量の原水を送るのに必要なポンプ、導水管その他の設備を有すること。

(4) 浄水施設は、原水の質及び量に応じて、前条の規定による水質基準に適合する必要量の浄水を得るのに必要な沈殿池、ろ過池その他の設備を有し、かつ、消毒設備を備えていること。

(5) 送水施設は、必要量の浄水を送るのに必要なポンプ、送水管その他の設備を有すること。

(6) 配水施設は、必要量の浄水を一定以上の圧力で連続して供給するのに必要な配水池、ポンプ、配水管その他の設備を有すること。

2 水道施設（飲用井戸等の水道施設を除く。）の構造及び材質は、水圧、土圧、地震力その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものでなければならない。

第2章 小規模水道

(確認)

第7条 小規模水道の布設工事をしようとする者は、その工事に着手する前に、当該工事の設計が前条の規定による施設基準に適合するものであることについて、市長の確認を受けなければならない。

(確認の申請)

第8条 前条の確認の申請をしようとする者は、申請書に、工事設計書その他市規則で定める書類及び図面を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の工事設計書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 給水人口
- (2) 1日最大給水量及び1日平均給水量
- (3) 水源の種別及び取水地点
- (4) 水源の水量の概算及び水質試験の結果
- (5) 水道施設の位置、規模及び構造
- (6) 浄水方法
- (7) 工事の着手及び完成の予定年月日

3 市長は、第1項の申請を受理した場合において、当該工事の設計が第6条の規定による施設基準に適合することを確認したときは、申請者にその旨を通知し、適合しないと認めたとき、又は申請書の添付書類によっては適合するかしないかを判断することができないときは、その適合しない点を指摘し、又はその判断することができない理由を付して、申請者にその旨を通知しなければならない。

4 前項の通知は、第1項の申請を受理した日から起算して30日以内に、書面をもってしなければならない。

(変更等に係る工事前の届出)

第9条 小規模水道の設置者は、当該水道施設について、次に掲げる工事をしようとするときは、市規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

- (1) 水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事
- (2) 沈殿池、ろ過池又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事

(給水開始前の検査及び届出)

第10条 小規模水道の設置者は、当該水道の布設工事が完成し、給水を開始しようとするときは、市規則で定めるところにより、水質検査及び施設検査を行い、これらの検査の結果を市長に届け出なければならない。

(水質検査)

第11条 小規模水道の設置者は、市規則で定めるところにより、定期及び臨時の水質検査を行わなければならない。

2 小規模水道の設置者は、前項の規定による水質検査を行ったときは、市規則で定めるところにより、これに関する記録を作成し、その検査を行った日から起算して3年間、これを保存しなければならない。

(衛生上の措置)

第12条 小規模水道の設置者は、市規則で定めるところにより、水道施設の管理及び運営に関し、消毒その他衛生上必要な措置を講じなければならない。

(給水の緊急停止)

第13条 小規模水道の設置者は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じなければならない。

(管理責任者の設置及び健康診断)

第14条 小規模水道の設置者は、水道施設に係る管理を行わせるため管理責任者を置かなければならない。ただし、自ら管理責任者となることを妨げない。

2 小規模水道の設置者は、前項の規定により管理責任者を置いたときは、市規則で定めるところにより、遅滞なく市長に届け出なければならない。

3 小規模水道の設置者は、第1項の管理責任者について、市規則で定めるところにより、健康診断を行わなければならない。

4 小規模水道の設置者は、前項の規定による健康診断を行ったときは、これに関する記録を作成し、健康診断を行った日から起算して1年間、これを保存しなければならない。

(設置者等の住所又は氏名の変更の届出)

第15条 小規模水道の設置者は、自己又は管理責任者の住所又は氏名(法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名)に変更があったときは、市規則で定めるところにより、遅滞なく市長に届け出なければならない。

(地位の承継の届出)

第16条 相続、合併、分割、譲受その他の事由により、小規模水道の水道施設の所有権その他小規模水道の使用に関する権原を取得し、小規模水道の設置者の地位を承継した者は、当該承継の日から30日以内に、市規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(廃止の届出)

第17条 小規模水道の設置者は、当該水道を廃止したときは、市規則で定めるところにより、遅滞なく市長に届け出なければならない。

(経過措置)

第18条 第2条第2号イ又はウに規定する市規則の制定改廃の際現に当該規則の制定改廃により新たに小規模水道となる水道を設置している者(水道の布設工事に着手している者を含む。)は、当該規則の施行の日から3月以内に、市規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

第3章 小簡易専用水道及び簡易専用水道

(布設工事着手前の届出)

第19条 小簡易専用水道又は簡易専用水道の布設工事をしようとする者は、その工事に着手する前に、市規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(変更の届出)

第20条 前条の規定により届出をした者は、その届け出た内容のうち、市規則で定める事項を変更したときは、遅滞なく市長に届け出なければならない。

(小簡易専用水道等の管理等)

第21条 小簡易専用水道の設置者は、市規則で定める基準に従い、当該水道を管理しなければならない。

2 小簡易専用水道又は簡易専用水道の設置者は、市規則で定めるところにより、定期的に水質検査を行わなければならない。

3 小簡易専用水道又は簡易専用水道の設置者は、前項の規定による水質検査を行ったときは、市規則で

定めるところにより、これに関する記録を作成し、その検査を行った日から起算して2年間、これを保存しなければならない。

(準用規定)

第22条 第14条、第15条(管理責任者に係る部分に限る。)、第16条及び第17条の規定は、小簡易専用水道及び簡易専用水道の設置者について準用する。

第4章 飲用井戸等

(水質検査等)

第23条 飲用井戸等の設置者は、当該水道の布設工事が完成し、給水を開始しようとするときは、水質検査を行うよう努めなければならない。

2 飲用井戸等の設置者は、定期及び臨時の水質検査を行うよう努めなければならない。

3 飲用井戸等の設置者は、前2項の規定による水質検査の結果、その供給しようとし、又は供給する水が人の飲用に適さないおそれがあることを知ったときは、遅滞なくその旨を市長に報告するよう努めるとともに、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(衛生上の措置)

第24条 飲用井戸等の設置者は、水道施設の管理及び運営に関し、消毒その他衛生上必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(給水の緊急停止等)

第25条 飲用井戸等の設置者は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちにその旨を市長に報告するよう努めるとともに、給水の停止その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(指針)

第26条 市長は、前3条に定める事項に関し、飲用井戸等の設置者が適切に措置を講ずるために必要な指針を定めるものとする。

第5章 監督

(改善の指示等)

第27条 市長は、小規模水道について、当該水道施設が第6条の規定による施設基準に適合しなくなったと認め、かつ、住民の健康を守るため緊急の必要があると認めるときは、当該水道の設置者に対して、期間を定めて、当該施設を改善することを指示することができる。

2 市長は、小簡易専用水道の管理が第21条第1項の市規則で定める基準に適合していないと認めるときは、当該小簡易専用水道の設置者に対して、期間を定めて、当該水道の管理に関し、清掃その他の必要な措置をとることを指示することができる。

(給水停止命令)

第28条 市長は、小規模水道又は小簡易専用水道の設置者が前条の規定による指示に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときは、その指示に係る事項を履行するまでの間、当該水道による給水を停止することを命ずることができる。

(報告の徴収及び立入検査)

第29条 市長は、小規模水道等の布設又は管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、当該小規模水道等の設置者から工事の施工状況若しくは小規模水道等の管理の実施状況について必要な報告を求め、又は当該職員をして工事現場、水道施設のある場所若しくは設置者の事務所に立ち入ら

せ、工事の施工状況、水道施設、水質、水圧、水量若しくは必要な帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第6章 雑則

（情報の提供等）

第30条 市長は、小規模水道等及び飲用井戸等の設置者に対し、安全な飲料水を供給するために必要な情報の提供、助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

（委任）

第31条 この条例の施行に関して必要な事項は、市規則で定める。

第7章 罰則

第32条 第13条の規定に違反した者は、30万円以下の罰金又は科料に処する。

第33条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金又は科料に処する。

- (1) 第7条の規定による確認を受けずに小規模水道の布設工事に着手した者
- (2) 第10条の規定に違反して水質検査又は施設検査を行わなかった者
- (3) 第11条第1項の規定に違反して水質検査を行わなかった者
- (4) 第14条第3項（第22条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- (5) 第21条第2項の規定に違反して水質検査を行わなかった者
- (6) 第28条の規定による給水停止命令に違反した者

第34条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金又は科料に処する。

- (1) 第18条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第19条の規定による届出をしないで小簡易専用水道又は簡易専用水道の布設工事に着手した者
- (3) 第29条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第35条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

土浦市環境白書（令和元年度年次報告書）

■令和2年9月発行

■発行 土浦市

■編集 市民生活部環境保全課

〒300-8686 土浦市大和町9番1号

TEL 029-826-1111（代表）

FAX 029-826-1147

E-mail k-hozen@city.tsuchiura.lg.jp

この印刷物は、国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。



© 土浦市